

第8章 資料編

1. ごみ処理施設

(1) 町田市バイオエネルギーセンター

名称 区分	町田市バイオエネルギーセンター
	熱回収施設(焼却施設)
所在地	町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	76,624 m ²
造成面積	55,489 m ²
主要建築物 (延床面積)	工場棟(17,372 m ²) (洗車場含む)
	管理棟(6,197 m ²) (グリーンウォーク、渡り廊下、駐車場上屋含む)
	ストックヤード棟[2024 年度完成予定](1,261 m ²)
	合計 24,830 m ²
着工・ しゅん工年月日	2017 年 7 月 1 日～2021 年 12 月 31 日(管理棟・工場棟)
	2024 年 6 月予定(緑の広場、ストックヤード棟等)
焼却炉	129t/日×2 炉
不燃・粗大破砕機	47t/日(5 時間)
施工業者	(株)タクマ

■ 清掃工場の概要

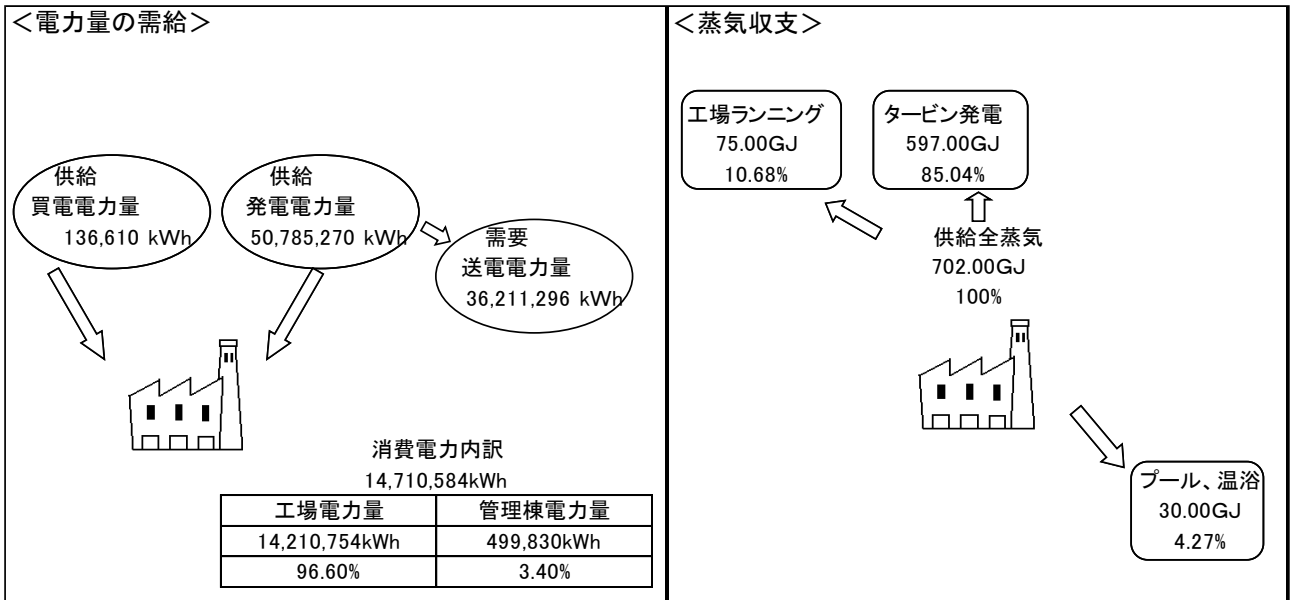
受入供給設備	トラックスケール	自動計量デジタル指示式 搬入用 2 台、搬出用 2 台 (30t 3.0m×10.0m)
	プラットフォーム	エアーカーテン密閉構造 屋内負圧方式 可燃ごみ投入口(4t 車用 6 箇所) (10t 車用 1 箇所) 不燃粗大ごみ投入口 1 箇所(直投)
	可燃ごみピット	6,900 m ³ (258t×7 日分)
	可燃ごみ供給 クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 2 基 吊り上げ荷重 7.4t、バケット切り取り容量 8 m ³
	給じん装置	水平単段プッシュ式 2 基(1 炉 1 基) 油圧駆動方式 能力 5,375kg/時間

焼却設備	焼却炉	ストーカ方式(全連続燃焼式) 129t/日×2基 油圧駆動方式 火格子面積:30.81 m ² ストーカ構成:乾燥ストーカ、第1燃焼ストーカ、第2燃焼ストーカ、後燃焼ストーカ
	助燃バーナー	助燃バーナー4基(1炉2基) 都市ガス(13A) 450N m ³ /時間×2基×1/炉
燃焼ガス冷却設備	自然循環式ボイラ	2基(1炉1基) 蒸気発生量 17,300kg/時間 常用圧力 5.0MPa
排ガス処理設備	バグフィルター	No.1 バグフィルター 2基(1炉1基) 〔ガス量 30,300N m ³ /時間・設計温度 230°C〕 入口含塵量 5.15g/N m ³ 以下 出口含塵量 0.0045g/N m ³ 以下 No.2 バグフィルター 2基(1炉1基) 〔ガス量 28,300N m ³ /時間・設計温度 230°C〕 入口含塵量 0.85g/N m ³ 以下 出口含塵量 0.0045g/N m ³ 以下
	有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置 乾式消石灰噴霧方式 消石灰貯槽 27 m ³ ×2基 集じん装置用薬剤輸送ブローア 9.7 m ³ /分(No.1用) 3.8 m ³ /分(No.2用)
	活性炭供給装置	〔常時〕 活性炭貯留タンク 10 m ³ ※薬剤輸送ブローアは集じん装置用薬剤輸送ブローアを共用
	触媒反応塔	触媒脱硝法 2基(1炉1基) ガス量 27,600N m ³ /時間 使用薬剤 アンモニア水
排水処理設備	—	工場排水は、場内処理のうえ下水道放流(一部再利用)

余熱利用設備	蒸気タービン	抽気復水タービン 1基 主蒸気流量 最大 28,159kg/時間
	発電機	三相交流同期発電機 1基 出力 6,912kVA(6,220kW) 回転数 1,500rpm 電圧 6,600V 電流 605A
灰出設備	焼却灰選別機	〔粒度選別機・磁選機〕 鉄分・残さ選別
	貯留設備	選別灰ピット 110 m ³ ×1 基 鉄ピット 80 m ³ ×1 基
灰処理施設	飛灰貯留槽	容量 50 m ³ ×1 基
	固化用薬剤貯槽	容量 1.75 m ³ ×1 基
	固化機	0.63t/時間×1 基
	固化品ストックバンカー	処理飛灰ピット容積 60 m ³
	乾灰搬出装置	処理能力 14t/時間 1 基
粗大ごみ破碎設備	粗大ごみピット	約 1,800 m ³
	粗大ごみ供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 1 基 吊り上げ荷重 2.92t、バケット切り取り容量 3.1 m ³
	破碎機	縦型高速回転式 (破碎能力 11.5t/時間)
	磁力選別機	吊下式 1 基 ベルト速度 77m/分 (破碎物) 9.2t/時間 (鉄) 1.8t/時間
	アルミ選別機	永磁ドラム回転式 1 基 ベルト速度 70m/分 (破碎物) 7.5t/時間 (アルミ) 0.18t/時間
	貯留ホツパ	アルミ類貯留ホツパ 1基 有効容量:16.3 m ³ 鉄類貯留ホツパ 1基 有効容量:16.3 m ³
	バグフィルター	バグフィルター 1 基 処理風量:540 m ³ /分 出口粉じん濃度:0.005g/N m ³ 以下

バイオガス化施設	前処理設備	機械式破碎選別装置 処理能力 3.2t/時間 2 基
	生ごみピット	530 m ³
	発酵槽	乾式メタン発酵槽 2 基 直径 6.4m × 長さ 32m
	ガス貯留槽地	外部鋼板メンブレン 440 m ³ 1 基
	ガス発電機	ガスエンジン 4 基(うち予備 1 基) 出力 250kW/基
その他	搬入・搬出管理	自動計量及び料金等の表示 日報・月報・年報の作成
	焼却施設管理	クレーン投入量自動計重 クレーン稼動状況記録 クレーン関係日・月・年報作成 プラント運転指示及び記録 プラント運転日・月・年報作成
	環境モニタリング	排ガス観測 排水観測 深井戸観測

■2022 年度 電力量・蒸気量(熱量換算)実績





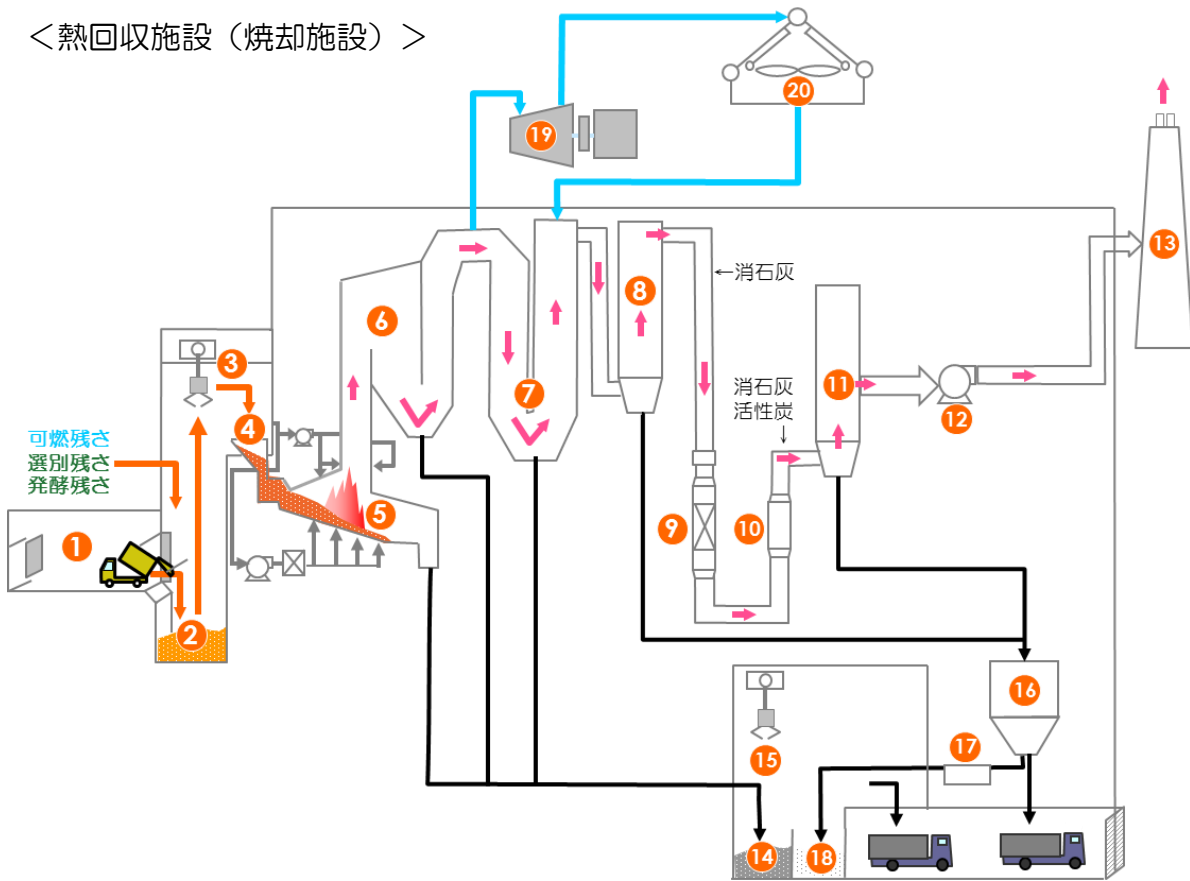
町田市バイオエネルギーセンター施設配置図



町田市バイオエネルギーセンター外観

2022年1月撮影

< 熱回収施設（焼却施設） >



- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|----------|
| ① プラットホーム | ⑥ ボイラ | ⑪ No.2集じん装置 | ⑬ 煙突 |
| ② 燃やせるごみピット | ⑦ エコノマイザ | ⑫ 誘引送風機 | ⑭ 灰ピット |
| ③ ごみクレーン | ⑧ No.1集じん装置 | ⑬ 煙突 | ⑮ 灰クレーン |
| ④ ごみ投入ホッパ | ⑨ 窒素酸化物除去装置 | ⑭ 灰ピット | ⑯ 蒸気タービン |
| ⑤ 燃焼装置 | ⑩ 排熱回収熱交換器 | ⑮ 灰クレーン | ⑰ 蒸気復水器 |
| | | | ⑱ 蒸気タービン |
| | | | ⑳ 蒸気復水器 |

(2)埋立処分地

名称	町田市一般廃棄物最終処分場
区分	最終処分場
所在地	下小山田町 3267 番地
用地面積	128,996 m ²
埋立地供用面積	65,268 m ²
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1981 年 6 月
容量	638,822m ³ 池の辺埋立区 402,000 m ³ 峠谷埋立区 236,822 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法
施工業者	銭高組、三機工業
事業費	774,060 千円(用地費を除く)
財源内訳	国庫補助金 353,982 千円 市債 297,100 千円 都補助 60,756 千円 一般財源 62,222 千円



池の辺埋立区



峠谷埋立区

(3)排水浄化センター

名称	町田市清掃第二事業場排水浄化センター
区分	最終処分場浸出水処理施設
所在地	下小山田町 3239 番地 1
用地面積	3,563.52 m ²
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1978 年 3 月
型式	標準活性汚泥法
処理能力	600 m ³ /日



排水浄化センター外観

(4)リレーセンターみなみ

名称	リレーセンターみなみ
区分	① 燃やせるごみ中継施設 ② 容器包装プラスチック圧縮梱包施設
所在地	南町田二丁目 6 番 14 号
敷地面積	1,024.4 m ²
着工・しゅん工年月	① 1984 年 3 月～1985 年 2 月 ② 2014 年 12 月～2016 年 1 月
処理能力	① 100t/日 ② 4.9t/日
工事費	① 7 億 4,800 万円 ② 2 億 9,916 万円

■設備概要

可燃ごみホッパー	容量 約 50 m ³ ごみ量検知装置 薬剤散布装置
可燃ごみ機械設備	コンパクター コンテナ横移動装置 ターンテーブル トラックスケール式
コンテナ	容積 18 m ³ ×5 台 ごみ積載量 6.7t
容器包装プラスチック圧縮梱包設備	破袋機 手選別コンベヤ 圧縮梱包設備 処理能力 4.9t/日



リレーセンターみなみ外観

(5) 剪定枝資源化センター

名称	町田市剪定枝資源化センター
区分	剪定枝たい肥を生産する施設
所在地	小野路町 3332 番地
敷地面積	6,773.34 m ²
建築物	破碎棟 (351.90 m ³)
	発酵分解棟 (2,495.48 m ³)
	事務所棟 (137.70 m ³)
	ポンプ棟 (8.80 m ³)
機械設備	一次破碎機 1 基、植織機(膨潤機)1 基、定量供給装置一式、攪拌機 3 基、トラックスケール一式
着工・しゅん工年月	2006 年 12 月～2008 年 3 月
処理能力	10t/日 (3,000t/年)
工事費	9 億 9,572 万 4 千円



剪定枝資源化センター外観

(6) 清掃第二事業場

名称	清掃第二事業場
区分	① ビン選別施設、②カン選別・圧縮施設
所在地	下小山田町 3267 番地
処理能力	① 16t/日、②4.5t/日
稼働年月	① 1969 年 3 月、②1977 年 3 月

2. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

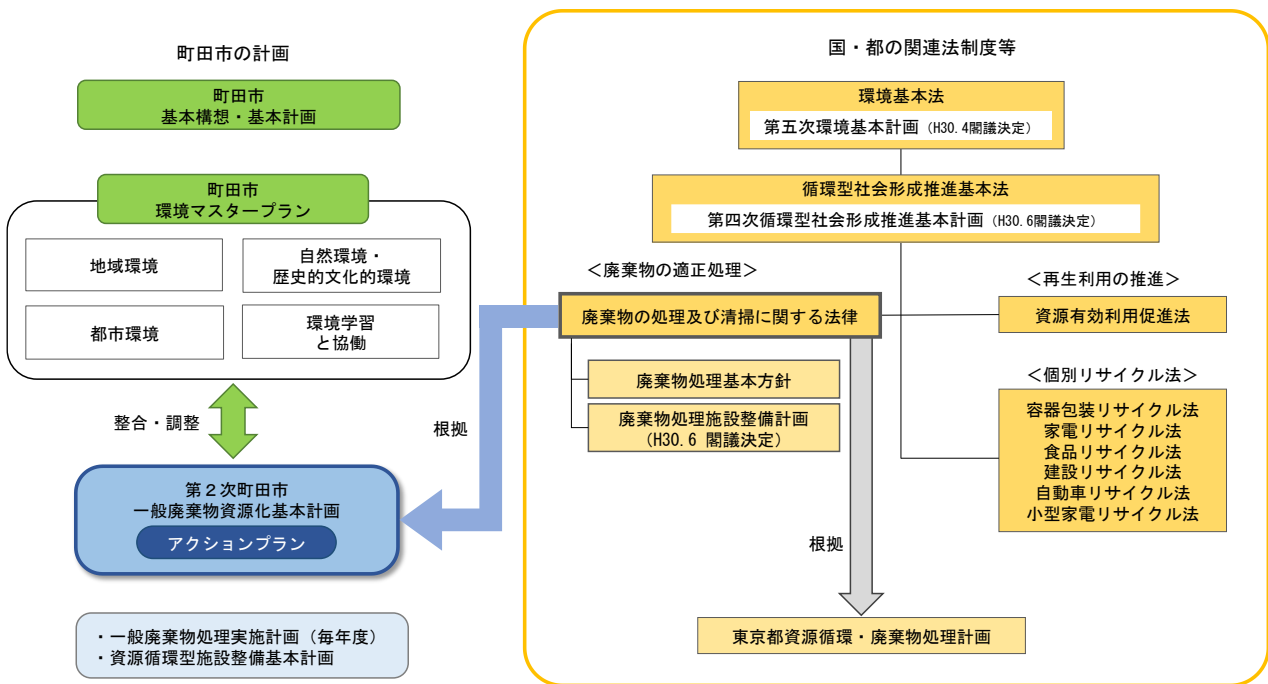
計画策定の目的

町田市(以下、「当市」という。)では2011年4月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」、2015年11月に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を目指し、3Rの推進、資源化施設等の整備など様々な施策を進めてきました。ごみ量の推移や質の変化、社会情勢の変化等、当市を取り巻く環境の変化に対応し、更なる減量や資源化等の取り組みを進めるため、新たに「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当市における一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

計画の位置づけ



計画期間

2021年度から2030年度までの10年間とします。また、中間目標年度を2025年度に設定し、事業の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

なお、町田市バイオエネルギーセンター稼働後のごみ量の変化、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

本計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内容	策定期間		計画期間 (2021~2030)									
			計画前期					計画後期				
						中間見直し						
	基準年度		計画開始年度			中間目標年度						計画目標年度

★町田市バイオエネルギーセンター稼働

市を取り巻く社会情勢

1 世界的動向

- (1) 世界共通の行動目標、SDGsを国連サミットで採択
- (2) 海洋プラスチック問題やアジア諸国による廃プラスチック等の輸入規制

2 国の動向

- (1) SDGsの達成に向けた食品ロスの削減を推進
- (2) 災害時等における一般廃棄物処理事業の継続性の確保を要請
- (3) 新型コロナウイルス感染症による社会変化に伴う廃棄物分野における対応

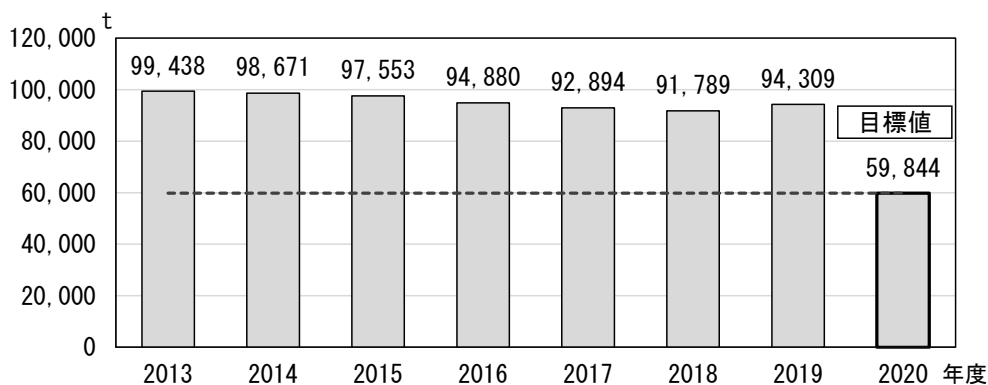
3 東京都の動向

- (1) 持続可能な資源利用の定着と食品ロス発生量実質ゼロを目指す
- (2) CO2実質ゼロの持続可能なプラスチック利用の実現

前計画の評価

2019年度のごみとして処理する量は94,309tと基準年度に比べ5.2%減少していますが、2020年度の目標である40%削減までは、あと約34,000tの削減が必要となっており目標達成は困難な状況です。

【全体目標】ごみとして処理する量の40%削減の達成状況



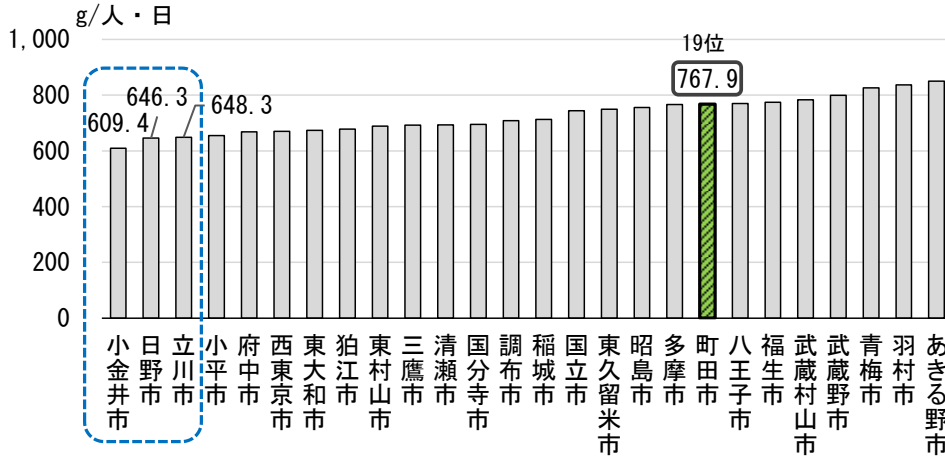
他市との比較

1 市民1人1日当たりのごみ量(資源を含む)

当市の 2019 年度における市民1人1日当たりのごみ量は 767.9g/人・日で、多摩地域 26 市中 19 位、上位 3 市と比較すると 100g 以上多くなっています。

内訳をみると家庭系ごみ(資源を除く)が 26 市中 21 位、事業系ごみは 19 位と、家庭系ごみ、事業系ごみともに多摩地域の中で多い状況です。

多摩地域各市の1人1日当たりのごみ量(資源を含む)

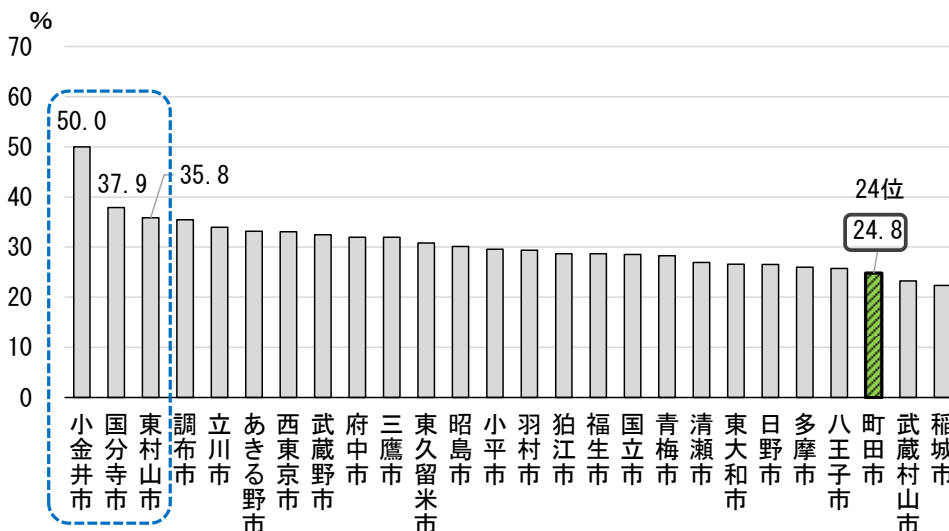


2 資源化率

2019 年度の資源化率は 24.8%で、多摩地域上位 3 市と比較すると 10 ポイント以上低い状況です。また、1人1日当たりの資源ごみの量は、26 市中 21 位で、他市と比較して資源化しているごみ量が少なくなっています。

その要因の 1 つは、当市は容器包装プラスチックの資源化を市内全域で行っていないことが挙げられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

多摩地域各市の資源化率



課題の整理

1 ごみの発生抑制に向けた取組の推進

- (1) 市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足
- (2) 市民・事業者との協働の更なる推進
- (3) 生ごみの削減・資源化の推進
- (4) 事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

2 資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

- (1) 市民への分別協力を促す取組の更なる推進
- (2) 資源化量増加に向けた仕組みの検討
- (3) 増加しているごみへの対策の検討

3 資源ごみの安定的な処理

- (1) 資源化施設の早期整備

4 社会情勢や環境変化への対応

- (1) SDG s の達成に向けた啓発活動の推進
- (2) 廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

5 災害対応能力の強化

- (1) 災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化
- (2) 平常時からの啓発活動の実施

6 確実なごみ収集の実施

- (1) 効率的なごみ収集・処理体制の構築
- (2) 誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

7 コスト意識を持った施策への展開

- (1) 費用対効果を意識した手法の検討
- (2) コスト削減と歳入の確保

基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量(資源を含む)の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するため、5つの基本方針を次のとおり定めます。

基本理念

町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- 市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- 子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ゴトとして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- 食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

- 事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- 生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備します。
- 費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- 超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

目 標

東京都が2019年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030年に向けた廃棄物関連の主要目標として次の3点が掲げられています。

- ①一般廃棄物のリサイクル率 37%
- ②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減(2017年度比)
- ③食品ロス発生量 50%削減(2000年度比)

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定しました。

全体目標1	「1人1日当たりのごみ排出量」を「2019年度比7%削減」します。
-------	-----------------------------------

発生抑制を重視し、総ごみ量(資源を含む)を120,594t(2019年度)から109,094t(2030年度)へ削減します。1人1日当たりに換算すると768g/人・日(2019年度)から714g/人・日(2030年度)へ約7%削減します。

全体目標2	「総資源化率」を「40%」まで高めます。
-------	----------------------

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、資源化率の向上に向けた取組を進め、31%(2019年度)から40%(2030年度)へ9ポイント向上させます。

全体目標3	「温室効果ガス排出量」を「2019年度比30%削減」します。
-------	--------------------------------

発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、約34,000 t-CO₂(2019年度)から約24,000 t-CO₂(2030年度)へ約30%削減します。

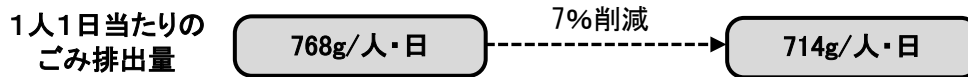
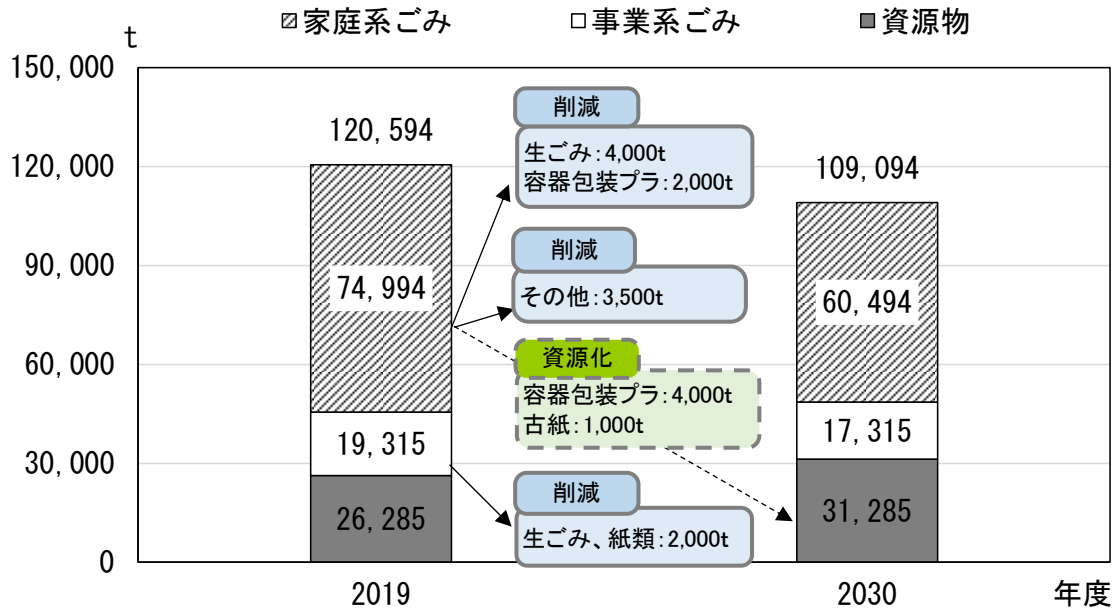
ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量

単位：t

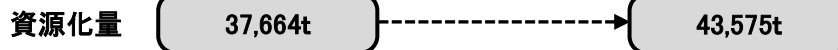
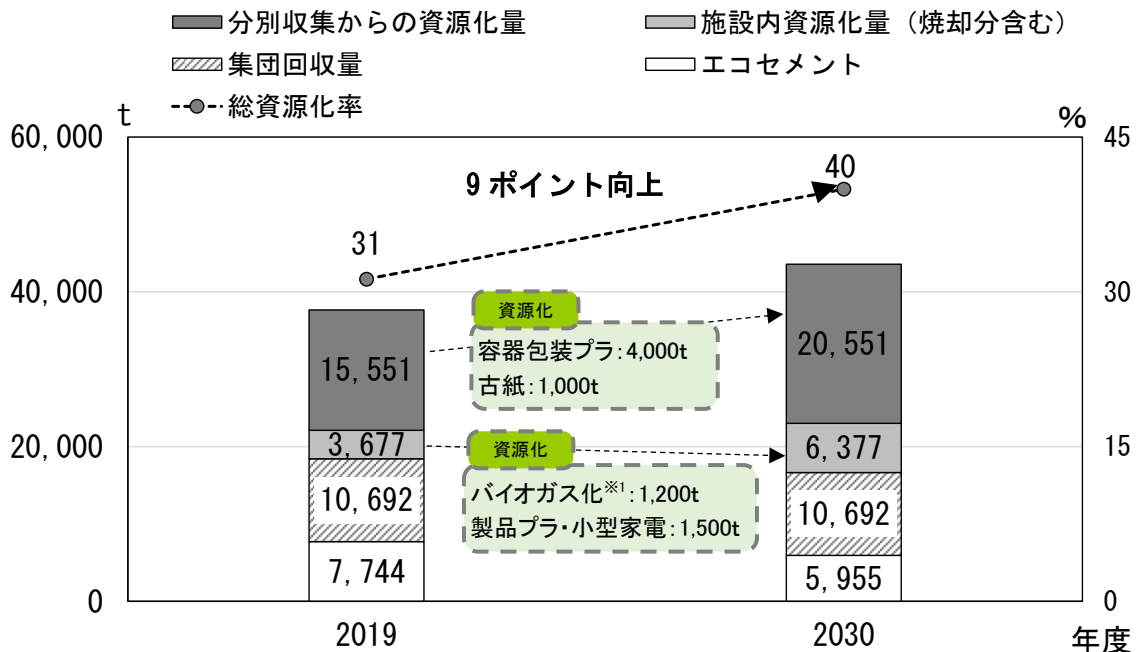
		種別	取組	発生抑制	資源化	計
町田市の目標	市民の目標	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	4,000	-	11,000
		紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の適正排出	-	1,000	
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチックの削減	2,000	-	
	・容器包装プラスチックの適正排出		-	4,000		
	事業者の目標	生ごみ、紙類	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	2,000	-	2,000
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチック資源化施設の整備	-	(4,000)	3,500
その他		・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	3,500	-		

※ () は再掲

目標達成時の総ごみ量



目標達成時の資源化量



※1 バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算

3. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン

(1) 概要

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を2021年3月に策定しました。第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン(以下、「アクションプラン」という。)は、基本計画に基づき、ごみの減量・資源化に向けて、町田市(以下、当市という。)が市民・事業者と協働で推進していく具体的な取組を示した行動計画です。

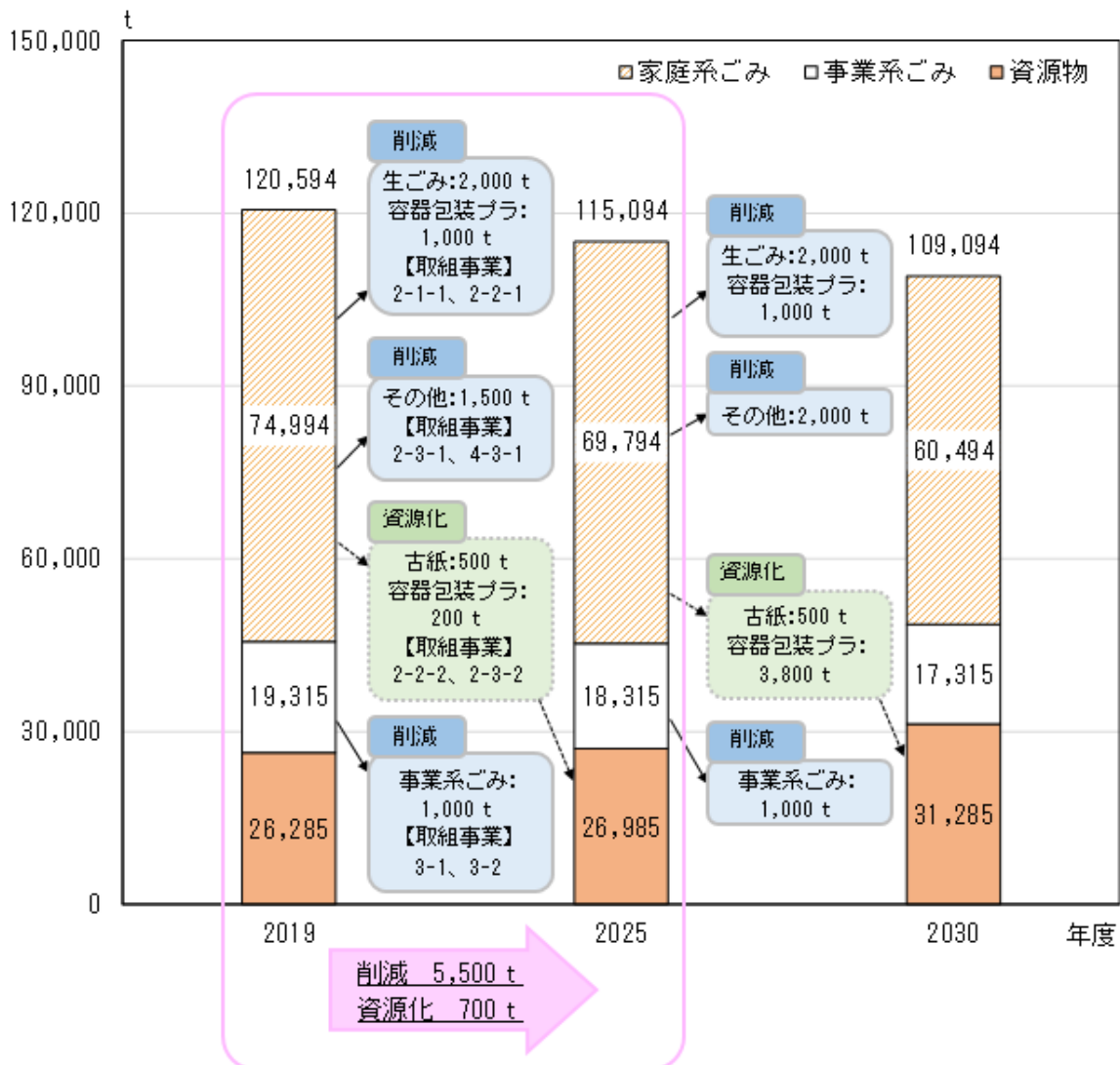
(2) アクションプランの目標

《2025年度までに「ごみ量 5,500トン削減、資源化量 700トン増加」》

家庭系ごみは、生ごみの減量や容器包装プラスチックの削減等に取り組むことで、4,500トンの削減と、ごみの分別徹底等により古紙や容器包装プラスチックの回収を促進することで、700トンの資源化量の増加を目指します。

事業系ごみは、適正排出のための情報提供、訪問指導の実施、生ごみの減量や古紙の資源化等の推進により1,000トンの削減を目指します。

2025年度までのごみ種別ごとの削減量・資源化量の目標



4. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果

計画に従って施策が確実に実行されているか、施策が十分に効果を上げているか等を確認するため、市民、事業者、学識経験者で構成される「町田市廃棄物減量等推進審議会」が7月に開催され、2021年度の第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画及びアクションプランの取り組みについて進捗点検を行いました。以下は、進捗点検結果について、審議会からの報告書です。報告書は市ホームページでも公表しています。

2023年7月28日

町田市長 石 阪 丈 一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会 長 山 下 英 俊

2022年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の 進捗点検の結果について(報告)

2023年度第2回(2023年5月25日開催)、第3回(2023年7月28日開催)町田市廃棄物減量等推進審議会において、2022年度の第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画およびアクションプランについて進捗点検を行いました。その結果を、下記のとおり報告します。

記

2021年3月(2020年度)に策定した「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」では、2030年度までの全体目標として「1人1日当たりのごみ排出量を2019年度比で7%削減すること」「総資源化率を40%まで高めること」「温室効果ガス排出量を2019年度比で30%削減すること」を掲げています。

2022年度の「総ごみ量(資源・集団回収量を含む)」は116,678トンで、前年度と比較して2,310トン(1.9%)減少しており、基準年の2019年度と比較すると3,916トン(3.2%)の減少となっています。

2022年度の市民1人1日あたりのごみ量は741グラムで、前年度と比較して16グラム(2.1%)減少しており、基準年と比較すると27グラム(3.5%)の減少となっています。

ごみの内訳をみると、「燃やせるごみ(家庭系)」は、63,454トンで前年度比1,220トン(1.9%)の減少、「事業系ごみ」は17,660トンで前年度比544トン(3.2%)の増加、「燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ」は10,521トンで前年度比577トン(5.2%)の減少となっており、事業系ごみ・有害ごみは前年度と比較して増加しておりますが、その他の項目は全体的に前年度と比較して減少しています。

2022年度の総資源化率は、32.6%となっており、前年度と比較して1.3ポイント増加しており、基準年度と比較すると1.4ポイント増加しています。

2022年度のごみ焼却による温室効果ガス排出量は、45,229t-CO₂となっており、前年度と比較して10.5%増加しており、基準年度と比較して、33.9%増加しています。

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプランの進捗点検では、5つの基本方針に基づき、各取組施策の進捗状況の確認を実施しました。進捗点検においては、2022年度のごみ量の傾向だけでなく、施

策を展開するまでの過程や取り組み内容等を考慮して評価を行いました。

評価の基準は「A」「B」「C」「D」の4段階とし、各委員の評価をもとに、平均値及び意見等を踏まえ審議会としての評価としました。2022年度の進捗点検結果は別紙のとおりです。

2022年度は、2021年度と同様に総ごみ量(資源・集団回収量を含む)が減少しました。家庭系の燃やせるごみ・燃やせないごみが減少していますが、事業系ごみは増加しています。家庭系ごみ、事業系ごみ共に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始めとした社会情勢の変化の影響があったと考えられますが、今後も総ごみ量の減少傾向が続くよう、更なる施策の工夫を求めます。

町田市廃棄物減量等推進審議会
2022年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン事業計画の評価

＜評価基準＞

- 【A】 ⇒ 大幅に取組が進んでいる（引き続き取り組む）
- 【B】 ⇒ 取組は進んでいる（もう少し取組を強化し進める）
- 【C】 ⇒ 改善（取組内容を検証し、効果的に進めるために、施策内容、実施回数、施策のスケジュール等の修正が必要）
- 【D】 ⇒ 新たな取組を検討し進めていく

※A=4,B=3,C=2,D=1として、各委員からの評価を点数化し、平均点により評価

		<p>【基本方針1】</p> <p>市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます</p>	<p>評価理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による制限が緩和されたこともあり、特に市民向けの普及啓発活動については、回数的には充実したものになっています。 ・3Rの具体的な話・行動事例を伝える講座や、事業者との連携姿勢に将来の可能性を感じます。 ・殆どの項目が目標値を達成して成果が見られる。良い取組を更に発信できるように活動してください。
評価	B (3.2)		今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ資源化団体の支援に関しては、早急に見直しが必要です。 ・各種ツールによる情報発信の実績は評価できるが、その効果の検証が必要です。 ・ごみ減量サポーターによる活動による効果が分かりにくいと感じます。 ・ごみ分別アプリの更なるPRが必要です。
		<p>【基本方針2】</p> <p>家庭系ごみの減量を進めます</p>	<p>評価理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に向けた周知活動、生ごみ減量のための補助を、計画通り進められています。 ・段ボールコンポストや給水スポットの整備など、一定の成果が見られます。 ・目標値に達していない項目が目立ちます。
評価	C (2.7)		今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック以外のプラスチックを今後どのように考えていくかの議論も必要です。 ・これまでと同様の取組の繰り返しを行うのではなく、これまで十分でなかった取組をゼロベースで見直して進めるべきではないでしょうか。例えば、企業の協力を得て店舗や店頭での回収を強化するなどが考えられます。 ・リサイクルに関しては、幅広い年代層が対象となるので、その情報提供手段も検討が必要です。
		<p>【基本方針3】</p> <p>事業系ごみの減量を進めます</p>	<p>評価理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のごみの削減では大きな成果が出ています。 ・準まちだ3R賞を創設し、4事業所を表彰したことは評価できます。 ・コロナの影響が大きくあまり取組が進んでいないように思います。
評価	B (3.0)		今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や事業者から排出される事業系ごみは減少傾向にあるが、今後コロナ禍から経済活動が再開されてくることを考えると、今年度あたりから増加することも考えておく必要があります。 ・現在の適正排出の取組、優良事例の公表など大規模事業者に対する取組に加えて、小規模事業者への取組を強化が必要です。 ・訪問指導は、事業所との信頼関係を築く上で、重要な取組です。さらに理解が進むように取組の強化が必要です。

【基本方針4】 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます		評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・硬質プラに対する目標が達成できていないが、前年に対しては大きく改善できています。 ・新しいごみ焼却施設の発電効率や発電量の実績は評価できます。 ・バイオエネルギーセンターの本稼働から約1年半経ちおおむね発電効率も達成されています。 ・燃やせないごみに含まれる資源化物の選別制度など、足踏み状態の項目が目立っています。
評価	C (2.8)	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値に達している項目が少ないです。次年度以降、どのようにすればより成果が上がるのか、検討が必要です。 ・市民サービスと収集体制のバランスについて慎重な議論が必要です。 ・2023年度の取組方針・内容の中に、2022年度と実質的に変わらないものとなっている記述が目につきます。
【基本方針5】 社会的課題への対応を強化します		評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等のごみ処理に関する対応については、職員行動マニュアルの策定や廃棄物処理業者との協定締結が行われ、評価できます。 ・災害廃棄物、高齢者対応、不適切回収、不法投棄、美化活動のいずれも、計画通り丁寧に実施されています。 ・社会的課題に対して、様々な取組を行っていることは評価できます。
評価	B (3.5)	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に適切に検討が行われたり、キャンペーンが実施されたりしていますが、今後は、検討結果を実施したり、キャンペーンの成果を示したりしていく必要があります。 ・高齢者等に対する効率的な収集体制の策定を期待します。 ・不法投棄の効果的な防止対策の検討が必要です。

5. 一般廃棄物処理実施計画 ※小型充電式電池の行政回収開始のため8月に改正しております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第4項及び町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年9月町田市条例第28号。以下「条例」という。)第31条第2項の規定により、2021年度一般廃棄物処理計画を別紙のとおり変更したので、法第6条第4項及び条例第31条第2項の規定により、告示する。

2022年8月2日

町田市長 石阪 丈一

2022年度一般廃棄物処理実施計画

第1 目的

本計画は、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して策定された「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を受け、年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について必要な事項を定めるものである。

第2 計画区域

市全域とする。

第3 計画期間

2022年4月1日から2023年3月31日までとする。

第4 発生量及び処理量の見込み

1 資源とごみ

(1) 発生量

区分		2022年度 (見込み)
戸別収集 ごみ集積所収集 家庭系持込	燃やせるごみ	62,290t
	燃やせないごみ	7,258t
	粗大ごみ	3,233t
	有害ごみ	135.5t
	古紙	7,881t
	古着	1,099t
	ビン	2,721t
	カン	933t
	ペットボトル	760t
	容器包装プラスチック	488t
	剪定枝	1,299t
拠点回収	ペットボトル等	288t
広場回収	家庭用金物	15t
	陶磁器・ガラス食器	64t

広場回収	ビデオテープ	13t
	廃食用油	6t
	その他資源化可能物	9t
公共施設回収	小型家電	6t
事業系持込	事業系一般廃棄物	18,915t
	剪定枝(剪定枝資源化センター)	268t
事業系民間処理施設等持込	厨芥類	1,082t
	剪定枝	14,360t
	その他	140t

(2) 処理量

焼却量	89,077t
資源化量	21,010.5t
エコセメント化	7,927t
バイオガス化	1,200t

2 し尿等

し尿	864kl
浄化槽汚泥	4,716kl
ディスポーザ汚泥	110kl

3 動物死体

動物死体	1,200頭
------	--------

第5 一般廃棄物の減量と資源化の推進のための方策に関する事項

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画を推進し、一般廃棄物の減量と資源化の推進に取り組むため、以下の方策を実施する。

1 市民・事業者との協働

- (1) 地域でごみの減量と資源化を推進しているごみ減量サポーター、子どもの頃からごみの分別に興味を持ってもらうため市民団体が実施している「ハチドリ教室」の活動を支援する。
- (2) 不動産業者等と協働し、アパート等集合住宅の入居者に対し、町田市の分別等について周知を行う。
- (3) 小売店等と協働し、ポスター掲示やキャンペーン等を通じて、ごみの発生抑制についての啓発を行う。
- (4) スーパー・小売店や飲食店と協働し、「まちだ☆おいしい食べきり運動」や「まちだ☆おいしい食べきり協力店」などの取組を通して、市民に対する啓発を実施し、食品ロス削減による生ごみの発生抑制の取組を進める。
- (5) 町内会・自治会等と協働し、早朝ごみ出し分別キャンペーンなどを実施し、容器包装プラスチックの資源化を推進する。
- (6) 使い捨て容器を減らしていくライフスタイルを提案するため、スポーツイベントで「マイボトル促進キャンペーン」を実施する。また、市内の飲食店と協働し、マイボトル等を活用しやすいまちを目指し「マイボトルOK店」の拡大に取り組む。

- (7) (一財)まちだエコライフ推進公社が行う「粗大ごみ再生販売事業」や「まちエコ・フリーマーケット」の周知を行い、リユース意識の浸透を図る。
- (8) 地域住民が自主的に運営する「地域リサイクル広場」の地域設置を進めるとともに、運営支援を行う。
- (9) 事業者と協働し、店頭での資源回収や簡易包装等を実施している「リサイクル推進店」の紹介を行う。
- (10) 事業者と協働し、使用済小型家電の宅配回収やインクカートリッジの回収を実施する。
- (11) 事業系ごみを削減するため、経済団体との連携を進める。
- (12) 市内のイベントで発生する廃棄物の減量を支援するため、リユース食器等のあっせんや分別ステーション設置機材の貸し出し等を行う。

2 広報・啓発活動の充実

- (1) 広報紙「広報まちだ」への記事掲載、環境広報紙「ECOまちだ」、まちだごみ情報紙「ごみナクナーレ」等の発行を行う。
- (2) 動画配信「さんあーるチャンネル」、TwitterやInstagramなどの SNS、ごみ分別アプリやメール配信サービス「ごみ・資源情報」、指定収集袋を活用する。
- (3) 町田市バイオエネルギーセンター、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター等の清掃関連施設の見学・視察を行う。

3 子ども向け「ごみと環境の出前講座」等の実施

保育園、幼稚園、小学校、中学校、学童保育クラブを対象に出前講座を実施する。講座で学んだことを日常生活に活かしてもらうとともに、家庭での取組につながるよう展開を図る。

4 地域での「資源とごみ出前講座」の実施

ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)と連携し、町内会・自治会等へ出前講座を実施する。特に、容器包装プラスチックの分別収集を実施しているJR横浜線以南の地域を重点地域とし、地域の要望に合わせた出前講座を実施する。

5 生ごみ減量・資源化の推進

- (1) 食品ロスを削減するため、広報活動やイベント、キャンペーンを通じて「もったいない意識」の啓発を行う。
- (2) 生ごみの減量における水切りの重要性を伝えるため、水切りキャンペーンで生ごみの水切り体験等を実施する。
- (3) 家庭から排出される生ごみの資源化を進めるため、「家庭用生ごみ処理機」を購入した世帯に補助金を交付する。あわせて、安価で取り組みやすい「ダンボールコンポスト」を普及させるための講習会を実施する。

6 リサイクル広場の活用

常設リサイクル広場まちだは、毎週月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)、移動リサイクル広場、出張リサイクル広場等は、市内各地で随時開催し、ごみ減量に関する情報発信の拠点として市民に啓発を行うほか、家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、小型家電、その他資源化可能物を持ち込み方式で回収し、資源化を進める。

7 事業者への指導

排出事業者を訪問し、ごみの減量・資源化の指導を行う。

また、事業用途に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物を有する大規模事業者へは、条例で提出を義務付けている「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」をもとに指導・啓発を行う。

第6 分別して収集する一般廃棄物(家庭ごみ)の区分及び主な品目

区分		主な品目
燃やせるごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、やわらかい容器包装プラスチック、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤、カイロ、やわらかいプラスチック製品、発泡スチロール製包装材・緩衝剤、布製品、ビニール製品、革製品、剪定枝として出せない植物 ^{※1} 、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物 ^{※2} 、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等
	JR横浜線以南の地域	同上(やわらかい容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く)
	小山ヶ丘地区	同上(カイロ、発泡スチロール製包装材・緩衝材、ビニール製品、革製品を除く)
燃やせないごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	食器・陶器・ガラス製品、硬い容器包装プラスチック、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品(電池を内蔵した製品を除く)・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ(電池を内蔵した製品を除く)、電球(蛍光管を除く)・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のもの、注射筒(ガラス製含む) ^{※3} 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ
	JR横浜線以南の地域	同上(硬い容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く)
	小山ヶ丘	同上、カイロ、発泡スチロール製包装材・緩衝材など、布製品、ビニール製品、革製品
粗大ごみ		指定収集袋に入らないもの(掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のものを除く)又は重さが10kgを超えるもの
有害ごみ		乾電池、コイン型電池、小型充電式電池・バッテリー ^{※4} 、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、ライター
資源	剪定枝	剪定枝(毒性がある植物・繊維質が多いため堆肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこ、剪定くずは除く)
	古紙	新聞、ダンボール、書籍・雑誌、紙パック、雑がみ、シュレッダーした紙
	古着	古着・古布
	ビン	食品用・飲料用・化粧品(乳白色のビンを除く)等のビン
	カン	アルミカン・スチールカン・スプレー缶・カセットガスボンベ等の缶 ^{※5}
	ペットボトル	飲料用、酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料等のペットボトル

容器包装プラスチック※6	容器包装リサイクル法に定められたプラスチック製容器包装(商品を含むもの、容器・袋) プラスチック容器、発泡スチロール類、カップ類 チューブ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、緩衝材 錠剤シート、ペットボトル類の蓋
白色発泡トレイ	白色発泡トレイ
家庭用金物	なべ・フライパン等台所用品、大工道具等大部分が金属のもの
陶磁器・ガラス食器	土鍋・植木鉢含む。割れていても可
ビデオテープ	ビデオテープ
廃食用油	廃食用油
その他資源化可能物	防水やワックス加工がしてある紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルの蓋、パン袋の留め具
小型家電	特定対象品目(タブレット型通信端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、及び附属品)、縦15cm横30cm以内の家電製品(資源有効利用促進法対象パソコンは除く)

※1 毒性がある植物、繊維質の多い植物、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎

※2 CAPDバッグ(排液バッグ液薬バッグ)、輸液バッグ、チューブ・カテーテル

※3 注射筒、ペン型インスリン注入器、その他のペン型薬液注入器、薬液カートリッジを含むインスリンカートリッジ(必ず注射針は、外す)

※4 破損しているもの、リサイクルマークのないものも含む。カーバッテリー・オートバイ用バッテリーを除く。

※5 特別指定団体:スプレー缶・カセットボンベ等の缶は有害ごみで排出する。

※6 容器包装プラスチック分別対象地区は、JR横浜線以南の地域(小川・金森・金森東・つくし野・南つくし野・南町田・鶴間・成瀬が丘の全域・原町田一丁目の一部(原町田一丁目29-12めぐみ荘・原町田一丁目30-10都営町田金森一丁目アパート10号棟)であり、該当品目は分別し資源として排出する。

第7 分別して収集する一般廃棄物(家庭ごみ)の排出方法

1 燃やせるごみ

排出者は、指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)を使用し、生ごみは水をよく切ってから入れ、その口をしっかりと結んで排出する。

2 燃やせないごみ

排出者は、指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。ただし、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下の細長い棒状のものについては、40ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)で排出する。タイヤチェーン、鉄アレイ、ダンベル、くさり、ハンマーは単体で指定収集袋に入れて排出する。鏡、ガラス、包丁、はさみ等鋭利なものは、古布や古新聞等に包んでから指定収集袋に入れて排出する。小型電気製品やおもちゃは、電池を外して排出する。

3 粗大ごみ

排出者は、市が委託する「まちだエコライフ推進公社」へ戸別収集又は町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入を予約する。

戸別収集の場合、予約時に案内された金額分の粗大ごみ処理券を貼付し、指定された場所へ排出する。

町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入の場合、予約した日時に町田市バイオエネルギーセンターへ直接搬入する。

4 落ち葉・草・剪定くず・木の根

排出者は、燃やせるごみの収集日に45ℓまでの大きさを透明又は半透明の袋に入れ、排出する(指定収集袋に入れずに排出できる)。1回の収集に出せる量は90ℓ相当までとする。

また、木の根は直径10cm以内に切断して排出する。

5 容器包装プラスチック

排出者は、汚れを落としたうえで、指定収集袋(容器包装プラスチック専用袋)を使用し、その口をしっかり結んで排出する。

※上記1～5の排出場所及び排出時間

戸建住宅は道路に接した敷地内、集合住宅は指定されたごみ集積所又は置き場に、収集日の午前8時30分までに排出する。

6 有害ごみ

排出者は、スプレー缶(特別指定団体地区のみ)、乾電池、コイン型電池、小型充電式電池、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、ライターをそれぞれ指定された曜日に、事前に用意された回収用の容器に、以下のように排出する。

- (1) ライター、スプレー缶(特別指定団体地区のみ)は中身を完全に使いきり排出する。
- (2) 乾電池、コイン型電池は、製品から出して、そのまま排出する。
- (3) 小型充電式電池、ボタン型電池は、製品から出して金属部分にビニールテープを巻き絶縁して排出する。(リサイクルマークがある場合、リサイクルマークが見えるように巻く)

7 剪定枝

排出者は、1本の太さ(直径)10cm以内の剪定枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて排出する(指定収集袋に入れずに排出できる)。又は排出者が町田市剪定枝資源化センターへ直接自己搬入する。

自己搬入は、1本の太さ(直径)30cm以内、長さ200cm以内とし、市が指定する書面(剪定枝処理依頼票)を提出し依頼するものとする。1本の太さが10cmを超える枝で、剪定枝資源化センターへ持ち込むことができない場合は、次の(2)、(3)のとおり排出する。

資源化できない剪定枝(毒性がある植物及び繊維質の多い植物)

- (1) 太さ10cm以内で長さ60cm以内の剪定枝は、直径30cm以内に束ねて燃やせるごみの日に排出する。

- (2) 太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝は、燃やせないごみの日に40ℓの指定収集袋に入れて排出する。
- (3) 太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝は、第7の3のとおり粗大ごみとして排出する。

8 ビン・カン

排出者は、洗ってビン及びカンに分別する。ビンはふたを外し、事前に用意された回収用の容器に排出する。カンは、つぶせるものはつぶして、事前に用意された回収用の容器に排出する。

スプレー缶は中身を完全に使いきり、穴を開けずに事前に用意された回収用の容器に排出する(特別指定団体地区については「6 有害ごみ」のとおり)。

9 古紙・古着

排出者は、新聞紙、書籍・雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック、シュレッダーした紙及び古着・古布を種類ごとに分別して以下のように排出する。

- (1) 新聞紙、書籍・雑誌は種類ごとにひもで十字に結び、雑がみは、ばらばらにならないよう、雑誌の間に挟むか、紙袋に入れて、ひもで十字に結んで排出する。
- (2) ダンボールは、ガムテープなどの粘着テープを取り除き、ひもで十字に結んで排出する。
- (3) 紙パックは洗って切り開き、ひもで結んで排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。
- (4) シュレッダーした紙は、雑がみと一緒に紙袋に入れて排出する。ただし、シュレッダーした紙は飛散しやすいため、ひもで紙袋を結び排出する。
- (5) 古着・古布は透明又は半透明の袋を使用し、口をしっかり結んで排出する。なお、雨の日又は雨の降りそうな日は排出しない。

10 ペットボトル

排出者は、洗ってラベル及びキャップを外し、つぶして、事前に用意された回収用のネットに排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。

※上記6～10の排出場所及び排出時間

ごみ集積所へ、収集日の午前8時30分までに排出する。

9(3)、10について、回収拠点に排出する場合は、それぞれの回収ボックスへ、回収拠点が利用可能な時間に排出する。

11 白色発泡トレイ

排出者は、洗った後乾かし、回収拠点の回収ボックスに排出する。

12 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、その他資源化可能物

排出者は、種類ごとに分別し、指定収集袋に入れずにリサイクル広場に排出することができる。ただし、40ℓの指定収集袋に入る大きさのものに限る。

13 小型家電

排出者は、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、家電小売店へ処理を依頼する。ただし、回収ボックスに排出する場合は投入口(30cm×15cm)に入る小型のもの、リサイクル広場に排出する場合は10キログラム以下かつ指定収集袋に入る大きさの物のものに限る(指定収集袋に入れずに排出できる)。*原則、電池・バッテリーは外し、個人情報は消去してから排出する。

携帯電話(スマートフォンを含む)・PHS端末については、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、携帯電話販売店へ処理を依頼する。

なお、パソコンは資源有効利用促進法の対象商品であるため、小型家電の対象外とする。

*重さやサイズが制限を超えるものは粗大ごみとして排出する。

第8 第7に規定するもの以外の一般廃棄物(家庭ごみ)の処理等

1 公共の場所の清掃活動により発生した一般廃棄物

公共の場所の清掃活動で集めたごみ(第10 市で処理できない一般廃棄物を除く)は、ボランティア袋(容量20ℓ・40ℓ)を使用して排出することができる。その場合は一般廃棄物(家庭ごみ)の区分ごとに分別し、登録番号を記入した上でそれぞれ燃やせるごみ・燃やせないごみの日に排出する。

ボランティア袋の容量で対応しがたい場合は、落ち葉・草に限り、手持ちの透明袋(容量45ℓ相当まで)を使用して排出することができる。

なお、手持ちの袋の使用にあたっては、前面にボランティアと表記し、登録番号を記入しなければならない。

2 感染性を有しない在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち感染性を有していない紙おむつ、人工肛門バッグ、腹膜透析パックその他ビニールバッグ類については、汚物を取り除いた上で、おむつ専用袋(容量20ℓ)を使用し、燃やせるごみの日に排出することができる。やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物及び使用したガーゼ・脱脂綿は指定収集袋を使用し、燃やせるごみとして排出する。

また、注射筒(ガラス製含む)は必ずプラスチック製袋に入れ、しっかり封をし、指定収集袋に入れ燃やせないごみとして排出する。

3 動物の死体

動物の死体は、飼い主から申込み、又は通報者から連絡を受け、収集、若しくは飼い主が自ら町田市バイオエネルギーセンターに搬入するものとする。ただし、一部国道及び河川等については、国又は都が収集する。

処理については、霊園等に委託して火葬及び埋葬を行う。小型のへい死動物は、町田市バイオエネルギーセンターで焼却処理する。

また、飼い主から申し込みを受けた場合は有料とする。

4 家庭系臨時ごみ

家庭系臨時ごみとは、遺品整理や引っ越しなどに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで市では収集困難なものをいう。排出者は、市へ連絡の上、市が家庭系臨時ごみと

判断したものに関して、排出者自ら町田市バイオエネルギーセンターへ搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼する。

家庭系臨時ごみの処理依頼を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者は、搬入時に、市が指定する書面を搬入時に市へ提出する。

5 町田市高齢者等訪問収集事業(ふれあい収集)

町田市高齢者等訪問収集事業(ふれあい収集)の実施については、別に定める「町田市高齢者等訪問収集事業実施要領」に基づくものとする。

6 広域的処理に係る特例制度対象品目

法第9条の9に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度対象品目(二輪自動車、FRP船、消火器、火薬類、密閉型蓄電池、携帯電話、及びインクカートリッジ等)については、製造事業者等の自主回収事業を行う者に処理を依頼する。

第9 排出量を制限する一般廃棄物(家庭ごみ)

品目	排出方法
土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ及びこれに類するもの	1回の収集に出せる量は、分別された品目それぞれについて、5ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)1袋まで。分別できない場合は、5ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)1袋まで。 町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入においては1日30kgまで。
灰	1回の収集に出せる量は、5ℓの指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)1袋まで。水で湿らせて排出すること。
布団、畳	町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入において布団は1日10枚まで、畳は1日6枚まで。
落ち葉・草・剪定くず・木の根	1回の収集に出せる量は45ℓまでの大きさと透明又は半透明の袋に入れ、90ℓ相当まで。

第10 市で処理できない一般廃棄物(家庭ごみ)

区分	品目	
条例第35条第1項に基づく 排出禁止物	有害性のあるもの	農薬、化学薬品、カーバッテリー、オートバイ用バッテリー、石綿含有物(石膏ボードや珪藻土マットなどのうち、石綿が含まれるもの)
	危険性のあるもの	消火器、感染の恐れのある在宅医療廃棄物(注射針等鋭利なもの)、鍼灸の鍼
	引火性のあるもの	ガスボンベ(プロパン)、ガソリン、軽油、灯油、エンジンオイル、機械油、火薬類
	著しく悪臭を発するもの	汚泥

	家庭ごみの処理を著しく困難にし、又は家庭ごみの処理施設の機能に支障が生ずるもの	建築廃材、自動車・二輪自動車、自動車・二輪自動車部品（アクセサリ類を除く）、FRP船、耐火金庫、タイヤ（自転車用を除く）、ピアノ、ボウリングの球、直径15cmを超える樹木の根
	特定家庭用機器再商品化法対象製品	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫
	資源有効利用促進法対象製品	パソコン

第11 市で処理できない一般廃棄物(家庭ごみ)の処理等

1 条例第35条第1項に基づく排出禁止物

排出者は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や製造事業者、販売店等の自主回収事業を行う者に引き取りを依頼する。ただし、農薬、化学薬品については、町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入に限り排出できる。

2 特定家庭用機器再商品化法対象製品

排出者は購入店又は買い替え時にはその店に処理を依頼する。それ以外の場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者及び引取義務外品の回収協力店として市が紹介している家電小売店に処理を依頼する。または、家電リサイクル券を購入・貼付し、(一財)家電製品協会・家電リサイクル券センター指定引取場所に直接持ち込む。

製造業者のリサイクル工場における適正な再商品化を図るため、特定家庭用機器は分解せずに排出する。

3 資源有効利用促進法対象製品

パソコン(本体、ディスプレイ、本体・ディスプレイ一体型、ノートブック型)は、分解せずに、その製造等の事業を行う者に処理を依頼する。

第12 事業系一般廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第13 事業系一般廃棄物の排出基準

1 一般廃棄物処理施設への搬入

排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者が条例第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設に搬入できる主な事業系一般廃棄物は次の表のとおりであり、搬入の際は市が指定する書面を搬入時に提出し依頼するものとする。

なお、袋を使用して搬入する場合は透明袋又は半透明袋を使用する。

区分	主な種類及び排出基準	搬入先
紙くず	資源化できない紙類(ビニールコート紙(壁紙を除く。)、油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、金紙・銀紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感染性を有していない紙おむつ、油などでひどく汚れた紙)	町田市バイオエネルギーセンター
厨芥類	生ごみ	町田市バイオエネルギーセンター
木くず	割り箸、竹串、木製品(直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもので、金属等の部品は除く)	町田市バイオエネルギーセンター
繊維くず	布類(縦横60cm以内に裁断したもの)、衣類	町田市バイオエネルギーセンター
剪定枝	直径30cm以内、長さ200cm以内に切断したもの(毒性がある植物・繊維質が多いため、たい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこは除く)	町田市剪定枝資源化センター
	落ち葉・草・剪定くず及び町田市剪定枝資源化センターで受け入れできない植物(直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもの)	町田市バイオエネルギーセンター
布団、畳	布団 1日10枚まで。 畳 1日6枚まで。	町田市バイオエネルギーセンター

※上記のものでも産業廃棄物に該当するものは搬入不可

2 少量排出事業者

条例第2条第2項第6号に規定する少量排出事業者が排出できる事業系一般廃棄物は前項に規定するものであり、排出に際しては事前登録の上、指定収集袋「事業ごみ専用袋」に登録番号を記入して排出する。

なお、1回の排出量は2袋までとし、市は戸別収集を行う。

第14 市以外で処理する事業系一般廃棄物について

市は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理(資源化)をする場合には、条例第33条が引用する法施行令第4条9号イの規定により、事前に受け入れ先の自治体に次の事項を通知する。

- ①処分又は再生の場所の所在地
- ②受託者の氏名又は名称、代表者名
- ③一般廃棄物の種類及び処分又は再生方法
- ④処分及び再生の開始日
- ⑤年間の搬入量

また、民間の排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理(資源化)をする場合には、法第6条第3項の規定の趣旨に基づき、法施行令第4条9号イの規定に準拠し、市に対し、受け入れ先の自治体へ上記の通知をするよう事前に依頼しなければならない。

ただし、受け入れ先の自治体が不要とする場合はその限りではない。

第15 事業者が直接搬入する民間処理施設

種類	施設名称	所在地
厨芥類	(株)アルフォ 城南島飼料化センター 城南島第2飼料化センター	大田区城南島三丁目3番2号 大田区城南島三丁目2番10号
	バイオエナジー(株)城南島食品リサイクル施設	大田区城南島三丁目4番4号
	ニューエナジーふじみ野(株)本社工場	埼玉県ふじみ野市駒林1033—1
	(株)Jバイオフードリサイクル横浜工場	横浜市鶴見区末広町二丁目1番5号、2番17号の各一部
	(株)日本フードエコロジーセンター 本社工場	相模原市中央区田名塩田1—10214—7、1—10215—6
	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
剪定枝	(株)清水インダストリー	群馬県高崎市宮沢町字一五沢10番地1
	北進重機(株)	群馬県渋川市金井字又郷山2275番5外2筆
	(株)リテック	横浜市都筑区池辺町1588番地
	(株)タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市吉田4838番地
事業系一般廃棄物	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
医療廃棄物	日本胞衣衛生(株) 荒川工場	荒川区荒川八丁目18番8号
動物死体等	エルエス工業(株) 那須塩原工場	栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添307番5

第16 一般廃棄物処理業許可について

事業系一般廃棄物は、既存の許可業者において、収集運搬及び適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施しない。

第17 特別管理一般廃棄物の処理

法第2条第3項に定める特別管理一般廃棄物は、排出者の責任で自ら処理するか、品目に応じては一般廃棄物処理業許可業者又は特別管理産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

第18 し尿等の収集運搬方法及び処理等

1 収集運搬方法

(1) し尿(一般家庭及び事業者)

使用者又は管理者からの依頼に基づき、市委託業者が収集運搬を行う。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業許可業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)が収集運搬を行う。

(3) ディスポーザ汚泥

一般廃棄物収集運搬許可業者と設置者との契約により、収集運搬を行う。

2 処理

上記廃棄物は、境川クリーンセンター(し尿処理施設)の助燃剤化装置で脱水し、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流、脱水汚泥は助燃剤として焼却施設に搬出する。

第19 一般廃棄物の収集運搬方法及び実施主体

種類		収集運搬			
		方法		主体	
家庭系 資源	燃やせるごみ	戸別 ^{※1}	週2回	委託	
	燃やせないごみ	戸別	2週1回 (小山ヶ丘は週1回)	市直営	
	粗大ごみ(事前予約)	戸別	申込の都度	委託	
		直接搬入	申込の都度	排出者	
	落ち葉・草・剪定くず・木の根	戸別	週2回	委託	
	有害ごみ	ごみ集積所 ^{※2}	月2回	委託	
	資源	ビン・カン	ごみ集積所	週1回	委託
		古紙・古着	ごみ集積所	週1回	委託
		剪定枝	ごみ集積所	月2回	市直営
		容器包装プラスチック ^{※3}	戸別	週1回	委託
		白色発泡トレイ	拠点 ^{※4}	随時	委託
		紙パック	ごみ集積所	2週1回	委託
			拠点	随時	委託
		ペットボトル	ごみ集積所	2週1回	委託
			拠点	随時	委託
		家庭用金物	リサイクル広場	週6回	委託
		陶磁器・ガラス食器	リサイクル広場	週6回	委託
		ビデオテープ	リサイクル広場	週6回	委託
		廃食用油	リサイクル広場	週6回	委託
	その他資源化可能物	リサイクル広場	週6回	委託	
小型家電	公共施設	随時	委託		
	リサイクル広場	週6回	委託		
臨時ごみ	戸別	申込の都度	一般廃棄物 収集運搬業者		
	直接搬入	申込の都度	排出者		

事業系一般廃棄物	戸別	随時	一般廃棄物 収集運搬業者
	直接搬入	随時	排出者
少量排出事業者	戸別	週2回	委託
し尿等	戸別	随時	委託 一般廃棄物 収集運搬業者
動物の死体	戸別収容 ^{※1}	随時	市直営
	直接搬入	随時	飼い主

※1 集合住宅はごみ集積所収集又は専用場所での収集とする。

※2 ビン・カン、ペットボトル、古紙・古着等(一部燃やせるごみ・燃やせないごみ)を集積し回収する場所

※3 JR横浜線以南地域(小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、
原町田一丁目の一部)のみで分別収集を実施

※4 拠点とは専用ボックス等で資源を回収する公共施設や店舗等の場所

第20 一般廃棄物の適正処理方法及び実施主体

種類		中間処理		最終処分		
		方法	主体	方法	主体	
家庭系	燃やせるごみ	破碎・焼却	委託 ^{※1※2}	エコセメント化	組合 ^{※3}	
				資源化	委託	
	燃やせないごみ	破碎・選別	焼却	委託 ^{※1}	エコセメント化	組合
					資源化	委託
					—	—
	粗大ごみ	破碎・選別	焼却	委託	エコセメント化	組合
					資源化	委託
			資源化	委託	—	—
					再生可能なものは、まちだエコライフ推進公社に無償譲渡後、公社の自主事業で修理再生・販売	
	落ち葉・草・剪定くず	破碎・焼却	委託	エコセメント化	組合	
				資源化	委託	
	有害ごみ	選別・資源化	委託	—	—	
	資源	剪定枝	破碎・資源化	委託	—	—
		ビン	選別・資源化	委託	—	—
		カン	選別・圧縮・資源化	委託	—	—
		容器包装プラスチック	選別・圧縮・梱包・資源化	委託	—	—
		古紙・古着	資源化	委託	—	—
		白色発泡トレイ	資源化	委託	—	—
		紙パック	選別・資源化	委託	—	—
ペットボトル		積替・資源化	委託	—	—	
家庭用金物		資源化	委託	—	—	
陶磁器ガラス食器		資源化	委託	—	—	
ビデオテープ		資源化	委託	—	—	
廃食用油		資源化	委託	—	—	
資源化可能物		資源化	委託	—	—	
小型家電	資源化	委託	—	—		
事業系	事業系一般廃棄物	破碎・焼却	委託	エコセメント化	組合	
				資源化	委託	
	厨芥類	堆肥化等	委託	—	—	
剪定枝	堆肥化等	委託	—	—		

し尿等	助燃剤化(脱水)・希釈方式	委託	—	—
動物の死体	—	—	埋葬・供養	委託

※1 小山ヶ丘、大蔵町、真光寺、真光寺町、広袴、広袴町、鶴川団地については多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※2 小山町、JR 横浜線以南の地域について、町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない場合、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※3 東京たま広域資源循環組合

第21 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1 現有処理施設等

(1) 町田市バイオエネルギーセンター

- ア 焼却施設(129t/日×2基)
- イ バイオガス化施設(50t/日)
- ウ 不燃粗大ごみ処理施設(47t/5時間)

(2) 町田市一般廃棄物最終処分場

- ア 最終処分場(池の辺地区は埋立処分終了。)

(3) 排水浄化センター

- ア 埋立浸出水処理施設

(4) リレーセンターみなみ

- ア 燃やせるごみ中継施設(100t/日)
- イ 容器包装プラスチック中間処理施設(4.9t/日)

(5) 町田市剪定枝資源化センター

- ア 剪定枝資源化施設(10t/日)

(6) 清掃第二事業場

- ア カン選別・圧縮施設
- イ ビン選別施設

(7) 境川クリーンセンター

- ア し尿処理施設(41.5kl/日)

(8) 多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

- ア 焼却施設
- イ 不燃粗大ごみ処理施設

(9) 市が許可した一般廃棄物処分業者(中間処理)

- ア 進栄緑化サービス有限公司(町田市小野路町2342番地1)

2 新たなごみの資源化施設整備

資源循環型施設整備基本計画に基づき、熱回収施設等(1箇所)及び資源ごみ処理施設(2箇所)の整備を進める。

6. 町田市分別収集計画(第10期計画)

1 計画策定の意義

今日、ごみ問題は、地球環境の保全という大きな課題に直結するものとして捉えて行く必要がある。大量生産・大量消費・大量廃棄という今までの社会経済活動や生活様式を根本から見直すことによって、CO2などの温室効果ガスの低減をはじめとした地球環境に配慮した取組が求められている。

町田市では、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、市民・事業者・行政の協働により徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指して、施策を進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的に取り組むべき方策を示したものである。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量による温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の減量・資源化の推進
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境への意識や関心を高めるための啓発活動の実施

3 計画期間

本計画の計画期間は2023年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
容器包装廃棄物	31,231トン	31,257トン	31,183トン	31,095トン	30,991トン

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1)環境教育の充実

学校において、町田市環境副読本やごみと環境の出前講座等を活用してもらうことにより、ごみの減量についての教育活動を積極的に展開する。

(2)啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学、ごみ減量の情報発信拠点である町田市バイオエネルギーセンターやリサイクル広場、広報紙等により、市民・事業者に対して、ごみ排出量の推移、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報提供をし、ごみ問題に対する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、適正排出や再生商品の利用の意義及び効果に関する啓発活動に積極的に取り組む。

(3)住民団体による集団回収(地域資源回収)

町内会・自治会、子供会、老人会などの地域の団体が自主的に資源回収を行う場合に奨励金を交付する等、団体への支援を行い、分別意識を高める。

(4)リサイクル推進店制度(拠点回収)

リサイクルできる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施、または回収に協力する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定し、市民がこれらの容器を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の一層の推進を図る。

(5)ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)

市民と行政が協働して、地域におけるごみの減量と資源化を推進していくために、町内会・自治会の推薦によるごみ減量サポーターがそれぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援する。

(6)マイボトル利用促進

ペットボトル等の使い捨て容器を使わず、繰り返し使えるマイボトルの利用を促進するため、スポーツチーム等との協働によるマイボトルキャンペーンの実施や、事業者との協働によるマイボトル OK 店制度の周知、市内への給水拠点の設置を行う。

(7)エコバッグ利用促進

リサイクル推進店と市内公共施設への普及啓発ポスターの掲示を行い、エコバッグの利用促進を図る。

(8)プラスチックの 3R 講座

リデュース・リユース・リサイクルやプラスチックごみについて学んでもらい、プラスチックごみの減量に取り組んでもらえるよう講座を実施し、プラスチックごみの発生抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色発泡トレイ、容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位t)

	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
主としてスチール製の容器	465		465		464		463		461	
主としてアルミ製の容器	768		768		767		764		762	
無色のガラス製容器	(合計) 1,372		(合計) 1,373		(合計) 1,370		(合計) 1,366		(合計) 1,361	
	(引渡) 0	(独自) 1,372	(引渡) 0	(独自) 1,373	(引渡) 0	(独自) 1,370	(引渡) 0	(独自) 1,366	(引渡) 0	(独自) 1,361
茶色のガラス製容器	(合計) 596		(合計) 596		(合計) 595		(合計) 593		(合計) 591	
	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 595	(引渡) 0	(独自) 593	(引渡) 0	(独自) 591
その他のガラス製容器	(合計) 1,009		(合計) 1,010		(合計) 1,008		(合計) 1,005		(合計) 1,001	
	(引渡) 1,009	(独自) 0	(引渡) 1,010	(独自) 0	(引渡) 1,008	(独自) 0	(引渡) 1,005	(独自) 0	(引渡) 1,001	(独自) 0

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	41		41		41		41		41	
主として段ボール製の容器	5,371		5,376		5,363		5,348		5,330	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 167		(合計) 168		(合計) 167		(合計) 167		(合計) 166	
	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 168	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 166
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等の商品を充てんするためのもの	(合計) 1,116		(合計) 1,117		(合計) 1,115		(合計) 1,111		(合計) 1,108	
	(引渡) 0	(独自) 1,116	(引渡) 0	(独自) 1,117	(引渡) 0	(独自) 1,115	(引渡) 555.5	(独自) 555.5	(引渡) 554	(独自) 554
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 672		(合計) 672		(合計) 671		(合計) 4,415		(合計) 4,401	
	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 664	(独自) 7	(引渡) 4,408	(独自) 7	(引渡) 4,394	(独自) 7
(うち白色トレイ)	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
430,000 人 (対前年度比)	430,369 人 (対前年度比)	429,351 人 (対前年度比)	428,127 人 (対前年度比)	426,707 人 (対前年度比)
-0.089%	0.086%	-0.237%	-0.285%	-0.332%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

地域資源回収については支援を継続するとともに、リサイクル推進店の拠点回収についても引き続き実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
金属	スチール製容器	カン	委託業者による指定日収集	委託業者
	アルミ製容器		住民団体による集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
容器包装プラスチック		委託業者による指定日収集	委託業者	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

カン・ビンは市施設の資源分別作業所で中間処理及び保管する。

段ボール・紙パック・その他紙製容器包装は収集後、古紙問屋に直接搬入する。

ペットボトル・白色発泡トレイは収集後、資源化施設に直接搬入する。

一部地域で分別収集を実施している容器包装プラスチックは、市施設において選別・圧縮梱包などの中間処理を行う。2026年度の容器包装プラスチック収集の全市展開に向けて、2025年度、2027年度にカン・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設の整備を予定している。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	カン			
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	プラスチックコンテナ	2トン平ボディ車	資源分別作業所(選別・圧縮・保管施設)
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	紙パック	回収ボックス	2トン平ボディ車	古紙問屋直接搬入
	紐かけ				
	段ボール	ダンボール	紐かけ	パッカー車	
	その他の紙製容器包装	雑がみ	紐かけ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス	2トン平ボディ車(幌付)	資源化施設直接搬入
			ネット		
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	回収ボックス		
		容器包装プラスチック	指定収集袋	2トンパッカー車	リレーセンターみなみ(圧縮・梱包)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行性のあるものにするため、一般廃棄物資源化基本計画に定める施策の進捗状況について毎年確認する。

7. 町田市資源循環型施設整備基本計画

町田市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を踏まえた施設整備の具体的な計画を策定するため、2011年5月に設置した「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会」において検討を重ね、市民意見募集や市民意見交換会でいただいた意見を反映した報告書を基本として、2013年4月に「町田市資源循環型施設整備基本計画」を策定しました。

(1) 概要

1982年に、町田リサイクル文化センターが稼働し、ごみ処理及び資源化を行ってききましたが、35年以上が経過し老朽化が進み、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

「町田市資源循環型施設整備基本計画」は、このような状況や「一般廃棄物資源化基本計画」に定める基本方針を踏まえたうえで、安定的かつ効果的な「ごみの資源化施設」の整備に向けて、環境保全、環境・安全への配慮、エネルギー利用等の基本的な事項を定めています。

■ 整備する施設

施設の種類		建設地	施設規模
熱回収施設等	焼却施設	町田リサイクル文化センター敷地内 (下小山田町 3160 番地)	258t/日
	バイオガス化施設		50t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		47t/5 時間
資源ごみ処理施設	① 容器包装プラスチック圧縮梱包施設	・相原地区 ・上小山田地区 ・リレーセンターみなみ (現有施設、南町田二丁目 6 番 14 号) 上記 3 箇所に分散配置	26.4t/日 (リレーセンターみなみ分 5t/日を含む)
	② カン選別処理施設		6.4t/日
	③ ビン選別処理施設		18.8t/日
	④ ペットボトル圧縮梱包施設		5.8t/日
	⑤ トレイ・紙パック貯留場所		貯留場所
	⑥ 有害ごみ(乾電池・蛍光管等)貯留場所		貯留場所
	⑦ 製品プラスチック貯留場所		貯留場所
	⑧ 使用済小型電子機器貯留場所		貯留場所

■ 建設地位置図



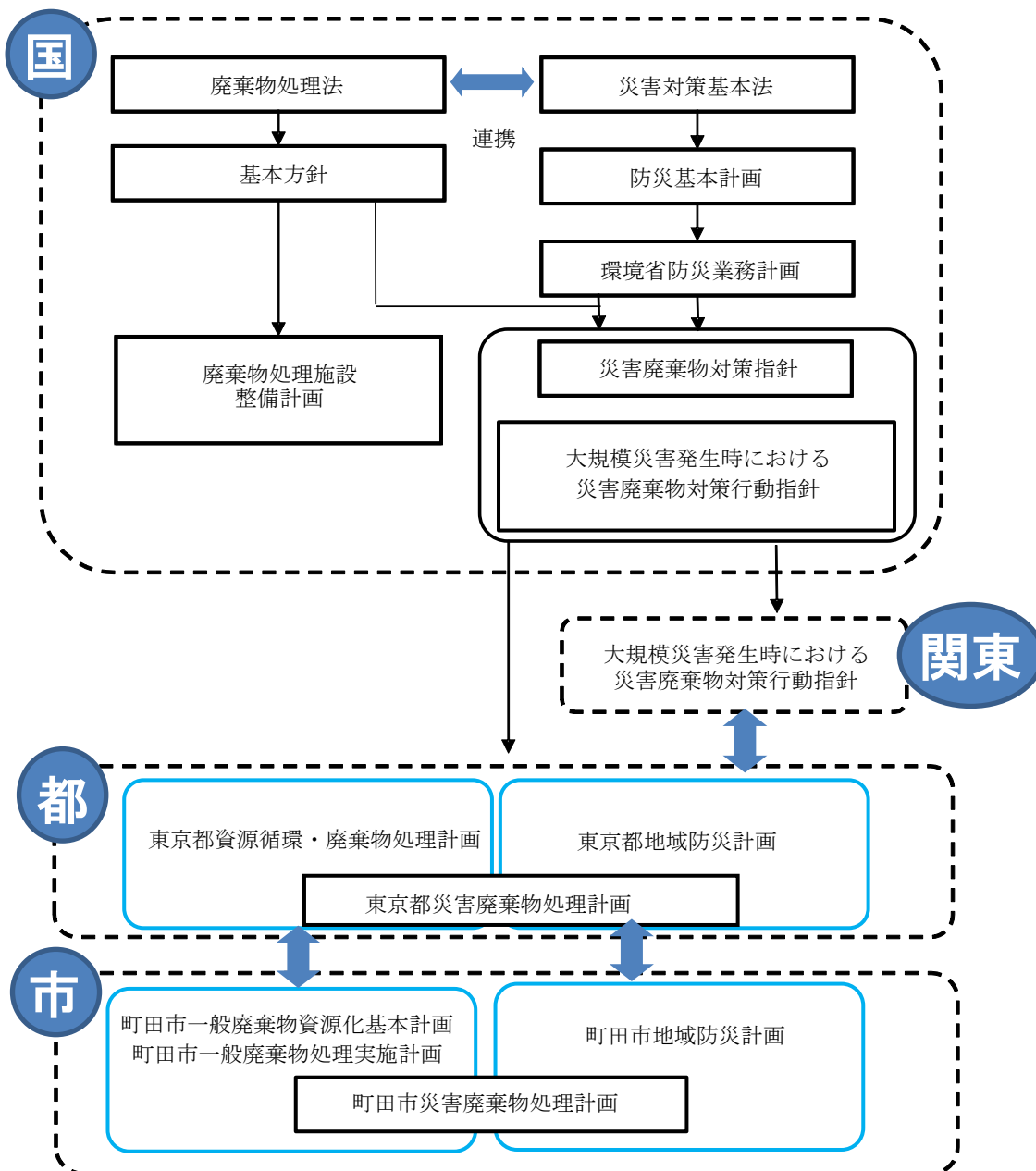
8. 災害廃棄物処理計画

(1) 目的

2011年3月に発生した東日本大震災や2016年4月に発生した熊本地震をはじめとした、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、町田市災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

(2) 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画及び町田市地域防災計画と整合を図ります。



(3) 計画の構成

第1章 総則

- ・計画策定の背景及び目的
- ・計画の位置づけ
- ・処理主体
- ・処理の基本方針
- ・計画の見直し
- ・対象とする災害と被害想定
- ・対象とする災害廃棄物の種類

第3章 災害廃棄物処理

- ・一般廃棄物処理施設
- ・一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量
- ・収集・運搬車両
- ・災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ
- ・仮置場
- ・収集・運搬
- ・仮設中間処理施設
- ・分別・処理・再資源化
- ・適正処理が困難な廃棄物の処理
- ・環境保全対策
- ・被災家屋の解体・撤去
- ・広域的な処理・処分
- ・処理スケジュール
- ・生活ごみ
- ・避難所から排出されるごみ
- ・し尿処理必要量と仮設トイレ必要基数
- ・仮設トイレの設置
- ・し尿収集運搬体制

第2章 組織及び協力支援体制

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援(受援)体制
- ・職員への教育訓練
- ・市民への広報・啓発
- ・ボランティアへの啓発

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

- ・災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・災害廃棄物処理事業費
- ・事務の委託及び事務の代替

(4) 処理の基本方針

① 迅速な処理

- ・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
- ・発災後、概ね3年以内の処理

② 計画的な処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、東京都や近隣区市町村等の連携

③ 衛生的な処理

- ・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
- ・生ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

④ 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理
- ・不法投棄及び野焼きの防止

⑤ リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

⑥ 安全な作業の確保

- ・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

9. ダイオキシン類調査結果

調査対象		調査日	測定結果	法令基準値	単位
焼却施設	1号炉排ガス	2022年5月10日	0.0000069	1	ng-TEQ/m ³
	2号炉排ガス	2022年5月11日	0.0000060		
	1号炉排ガス	2022年11月8日	0.000014		
	2号炉排ガス	2022年11月9日	0.000013		
最終処分場	放流水	2022年7月5日	0.23	10	pg-TEQ/L
		2023年1月17日	0.070		
	上流側地下水	2022年5月24日	0.025	1	
		2022年11月18日	0.022		
	下流側地下水	2022年5月24日	0.024		
		2022年11月18日	0.022		
環境大気※	町田市バイオエネルギーセンター屋上	2022年4月21～28日	0.011	0.6	pg-TEQ/m ³
	函師小学校	2022年7月8～15日	0.010		
	小山田中学校	2022年10月14～21日	0.010		
	小山田小学校	2023年1月6～13日	0.0082		
	忠生市民センター		0.013		
土壌	下小山田やまのは公園	2022年11月11日	2.8	1,000	pg-TEQ/g
	熊の堂公園		2.6		
	下小山田山王林公園		0.33		
	小山田桜台1号緑地		10		
	馬駈公園		1.6		
	函師日向公園		0.16		

※環境大気の測定結果は年4回測定の平均値

10. 清掃工場電力量実績

【年度別実績】

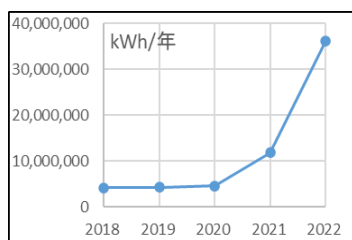
年度	電力量 (kWh)			料金 (円)		発電自給率 (%)
	売電電力量	買電電力量	発電電力量	売電料金	買電料金	
2018	4,245,499	617,978	21,551,900	45,478,251	22,194,769	96.6
2019	4,311,440	878,265	21,253,400	53,015,390	27,747,971	95.1
2020	4,618,660	672,074	22,193,500	56,007,462	22,174,102	96.3
2021 ^{※1}	1,941,701	1,090,855	10,648,100	15,826,799	24,994,907	88.9
2021 ^{※2}	9,869,028	20,100	13,752,900	56,715,145	5,063,879	99.5
2021 合計	11,810,729	1,110,955	24,401,000	72,541,944	30,058,786	91.9
2022	36,211,296	136,610	50,785,270	591,517,047	16,598,780	99.1

※1 町田リサイクル文化センター(2021年12月で停止)

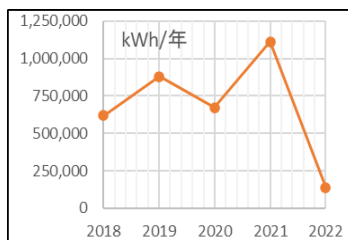
※2 町田市バイオエネルギーセンター(2022年1月より稼働)

最近5年間の電力量の推移

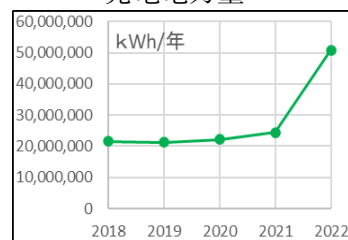
<売電電力量>



<買電電力量>



<発電電力量>



11. 廃棄物に関する処理手数料

2022年4月現在

	区分	処理手数料
し み ・ 資 源	家庭廃棄物 可燃ごみ及び不燃ごみ (指定収集袋での排出)	ミニ袋(5L相当) 1枚につき 8円 小袋(10L相当) 1枚につき 16円 中袋(20L相当) 1枚につき 32円 大袋(40L相当) 1枚につき 64円
	家庭廃棄物 容器包装プラスチック (指定収集袋での排出)	中袋(20L相当) 1枚につき 16円 大袋(40L相当) 1枚につき 32円
	家庭廃棄物 粗大ごみ(処理券での排出)	4,000円を上限として 品目別に定める額
	家庭廃棄物(臨時排出)	1kgごとに 40円
	事業系一般廃棄物(指定収集袋での排出)	事業系袋(30L相当) 1枚につき 180円
	家庭廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 250円
	事業系一般廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 350円
	剪定枝(剪定枝資源化センターに持込)	搬入重量 10kgごとに 150円
動物の死体		1体につき 2,500円
し 尿	一般家庭(公共下水道の未供用区域、又は供用開始後3年未満の区域)	1便槽1回につき 2,030円
	一般家庭(公共下水道の供用開始後3年経過した区域)	1便槽1回につき 4,070円
	事業者	36Lまでごとにつき 1,010円
し ザ 汚 泥	共同住宅	1m ³ までごとにつき 1,570円
	一戸建て住宅	1世帯1回につき 1,570円

12. 清掃事業のあゆみ

◆…ごみ △…し尿 ◎…その他

年	月	出来事
1900	4	◎「汚物掃除法」が制定される。ごみとし尿の収集が行政の責務とされる。
1954	7	◎「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が施行される。
1955	-	△し尿は、農地還元で、汲み取り業者が山林や荒地地で処理していたが、人口増加が続き処理の限界を迎えた。それが臭気の発生原因となり、し尿処理場の建設に迫られる。
1956	7	◆町田町金森に町営ごみ焼却炉が完成(11.25t/日×1基)
1958	2	◎市制施行。人口 61,105 人。
1959	3	◆金森焼却場にバッチ式焼却炉増設(7.5t/日×1基)
	3	◆町田市清掃条例施行
1960	-	◆1960年頃、旧埋立地へのごみの埋立開始
	4	◆厨芥類と雑芥類の分別収集が、繁華街で始まる。(収集は20日に1回)
1961	1	△木曾町に清掃第一事業場建設・開場(消化方式 54kL/日)
1965	4	◆収集体制変更(厨芥…隔日、雑芥類…3回/週)
	10	△化学処理 100kL/日施設増設
1968	12	◆ポリバケツによる回収から市内全域で紙袋収集に全面的に変更
1969	1	◆ごみ処理手数料無料となる。
	5	◆町田市下小山田に連続燃焼式のごみ焼却炉完成(120t/日×2基)
1970	4	◆ごみ袋の配布を月6枚とする。(無償)
	4	△一般家庭汲み取り無料化。
1971	4	△し尿処理場運営協議会が発足。
	9	◎「清掃法」が廃止され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行される。
1972	3	◆宅地開発指導要綱に伴う清掃指導要綱を制定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行
	4	◆粗大ごみ収集有料化、事業系ごみ有料化
	8	◆不燃ごみ収集開始
1973	3	△消化方式 80kL/日施設増設
	7	◆「町田市あきかん回収条例」制定
1974	1	◆多摩市焼却場に可燃ごみの搬出を始める。
	3	△100kL/日施設防臭装置完成(洗浄棟・脱臭棟・電気室)
	4	◆町田市鶴間にごみ積換施設建設
	6	◆第1回あきかん追放キャンペーン実施
	11	◆町田市あきかん追放推進委員会設置

年	月	出来事
1976	4	◆資源ごみ分別回収始まる。
	4	◆全塵芥車が機械車両となる。
	7	◆環境問題研究会より町田市の廃棄物問題に関する提言
	8	◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正
	9	△消化方式 54kL/日施設更新
10	◆町田市清掃第二事業場排水浄化センター建設工事着手	
1977	3	◆町田リサイクル文化センター建設のための「廃棄物最終処分場に関する基本計画」完成
	3	◆分別作業所完成(資源化実験施設 15t/5h)
	10	◆不燃物分別回収始まる。
1978	3	◆「廃棄物総合処理システム基本計画」完成
	3	◆町田市清掃第二事業場排水浄化センター完成
	7	◆町田市地域資源化推進要綱制定
1979	7	◆町田リサイクル文化センター建設工事着手
1980	2	△80kL/日施設強臭系防臭装置完成
	4	◆旧埋立地へのごみの埋立終了、最終処分場への埋立開始
	4	△浄化槽の清掃補助を開始
	7	△化学処理 100kL/日施設防臭除き運転停止
	12	◆生ごみ専用袋を無公害袋に変更
1981	11	◆町田市銅鉄商組合により一部地域でビン・カン回収処理の実験を開始する。
1982	2	◆町田市資源組合(任意)創設(83年7月町田市資源協同組合に名称変更)
	2	◆市内全域でごみ減量資源化方式として、可燃・不燃・ビン・カン・有害(乾電池)の5分別収集開始。
	3	◆町田リサイクル文化センター完成(150t/日×3基)
	5	◆多摩市の焼却場に可燃ごみの搬出を中止
	5	◆町田市第2事業場ごみ焼却炉休止
1983	2	◆薬師池公園デポジット実験始まる。(88年実験中止)
	10	◆ごみ袋無償配布廃止
	10	◆ごみ収集袋の指定が無くなる
1985	1	◆粗大ごみ料金改定
	2	△80kL/日施設弱臭系防臭装置完成
	2	△50kL/日コミュニティプラント汚泥処理施設完成
	2	◆南町田に「リレーセンターみなみ」が完成
	4	◆町田市ごみ集積所設置等に関する指導規準を制定
1988	-	◆生ごみ堆肥化容器を頒布開始
	7	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会発足
	10	◆余熱利用施設「花の家」完成(87年10月着工)
	11	◆土曜日の午後のごみ搬入(持込みごみ)受け付け開始

年	月	出来事
1989	4	◆地域資源化奨励金制度の発足
	10	◆町田市立室内プールが市制 30 周年記念事業として完成
1990	-	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場(谷戸沢処分場)に焼却灰の搬入開始
	2	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会が報告書を市長に提出
	11	△54kL/日施設強臭系防臭装置完成
1991	3	△管理棟完成(境川クリーンセンター)
	4	△「清掃第一事業場」を「境川クリーンセンター」に名称変更
	4	◆ごみ減量課発足
	8	◆町田市ごみ減量対策委員会発足
	12	◆4号炉増設工事着工(流動床式焼却炉 176t/日)
1992	3	◆生ごみ資源化実験(薬師ヶ丘住宅)
	3	◆発泡トレイ回収実験(サイカmart)
	4	◆町田市ごみ減量対策委員会中間報告書を市長に提出
	8	◆第1回町田ごみフェスタ開催(以降2010年までリサイクル文化センターにて開催)
	11	◆リサイクル推進組織検討委員会を設置
1993	4	◆町田市ごみ減量対策委員会最終報告書「町田市のごみ減量対策について」を市長に提出
	7	◆防護ネット貸与開始
	12	◆二枚橋衛生組合のごみ処理受け入れ開始(臨時)(~1994年9月)
1994	1	◆廃乾電池を野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬出
	1	◆条例改正に伴うごみ減量・資源化対住民懇談会開催(~7月)
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」施行(93年9月制定)
	4	◆「町田市あきかん等の散乱防止に関する条例」施行(93年9月制定)
	4	◆町田市リサイクル公社設立
	4	◆粗大ごみの収集業務委託開始
	4	◆大規模事業所(3,000㎡以上)指導開始
	5	◆発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収開始
	7	◆廃冷蔵庫・クーラーからのフロン回収開始
	7	◆4号炉完成(流動床式焼却炉 176t/日)
	10	◆廃棄物減量等推進員制度発足
11	◆廃棄物減量等推進審議会発足	
1995	4	◆廃棄物管理票(マニフェスト制度)の導入
	5	◆大規模事業所(3000㎡以上)の「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出開始
	7	△公共下水道処理区域内(3年経過)の汲み取り有料化及び浄化槽の清掃補助の廃止
	12	◆廃棄物減量等推進審議会「紙ごみの資源化について」答申、市長に提出

年	月	出来事
1996	4	◆ごみ減量課と施設管理課を統合し、リサイクル推進課が発足
	4	◆紙ごみモデル実験開始(2,271世帯対象・3地区)(～9月)
1997	1	◆ごみ収集体制検討委員会発足
	4	◆紙ごみ収集開始(全市域)
	4	△境川クリーンセンターのし尿処理施設を廃止し、し尿等投入施設として稼働開始
	6	◆廃プラスチック(粗大持込みのみ)分別開始
1998	-	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場(二ツ塚処分場)に焼却灰の搬入開始
	1	◆廃棄物減量等推進審議会発足
	4	△下水道の普及に伴う汲み取り対象世帯等の減少により、清掃第1課を環境保全課と統合
	4	◆剪定枝資源化センター稼働
	4	◆南収集事務所建設工事
	6	◆3号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
	10	◆電動式生ごみ処理機購入費補助金制度開始
1999	2	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のプラスチックごみ対策について」中間答申
	4	◆有害ごみ収集を委託化し、品目を乾電池、スチール缶、蛍光灯、水銀体温計に変更
	4	◆南地区の一部でプラスチックの分別収集等モデル実験開始(～2003年9月)
	4	◆「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」施行(1998年9月制定)
	4	◆中心市街地でポイ捨て防止条例施行キャンペーン
	6	◆町田市環境基本条例案検討委員会設置要綱施行
	10	◆2号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
12	◆LP(プロパンガス)式塵芥車導入	
2000	1	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のごみ処理のあり方について」最終答申
	4	◆収集用ごみ袋を透明または半透明のものに限定
	7	◆町田市環境基本条例検討委員会が「環境基本条例のあり方について」を答申
2001	4	◆廃棄物処理手数料を200円/10kgに改定
	4	◆家電リサイクル法の施行により家電4品目の搬入中止
	4	◆忠生市営住宅に生ごみ処理機を設置
	4	◆電動生ごみ処理機補助額1万5千円を1万円に変更
	6	◎「町田市環境物品等の調達に関する基本方針」を実施
	7	◎「町田市環境基本条例」施行(2000年12月制定)
10	◆CNG(天然ガス)式塵芥車導入	
2002	2	◆70歳以上の高齢者世帯を対象に、ごみのふれあい収集がはじまる
	3	◆「町田市環境マスタープラン」を策定

年	月	出来事
2003	-	最終処分場への埋立中止
	3	◆ごみ減量啓発紙『町田ゴミかわら版』発行(以降、2008年まで各年4月に1号ずつ発行)
	4	△組織改正により浄化槽関係業務を下水道部へ移管
	4	◆小山ヶ丘地区のごみを多摩ニュータウン環境組合の清掃工場へ搬入開始
	6	◆家庭ごみの費用負担のあり方(ごみの有料化)について廃棄物減量等推進審議会に諮問
	10	◆資源とごみの収集曜日を市内全域で変更し祝日収集を開始
	10	◆南収集事務所で南地区のごみ収集業務を開始
	10	◆資源有効利用促進法の施行により家庭用パソコンの搬入中止
2004	3	◆廃棄物減量等推進審議会「家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)」答申
	4	◎環境部を清掃部門と環境部門に分け、ごみの関係を清掃事業部、環境関係(環境保全課)を環境・産業部へ移行
	6	◆市民団体と事業者で構成されるごみ減量連絡協議会発足(～2010年6月まで)
	10	◆自治会・町内会等を対象に、ごみの現状と有料化答申説明の懇談会を開催(延べ178回、延べ参加者数6,981人)(～2005年2月)
2005	6	◆ごみの有料化説明会開催(延べ350回、延べ参加者数22,548人)(～9月)
	10	◆ごみの有料化を実施(町田市指定収集袋(燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋・事業系ごみ専用袋)導入)
	10	◆燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集を開始
	10	◆廃棄物処理手数料を250円/10kgに改定
	10	◆おむつ専用袋、20リットルのボランティア袋の配布開始
2006	7	◆最終処分先の東京たま広域資源循環組合で焼却灰・残さのエコセメント化事業開始
	8	◆ペットボトルの自主ルートによる売却開始
	10	◆ごみゼロ市民会議発足(～2007年11月)
2007	-	◆「ごみゼロの風」1号から4号発行
	1	◆剪定枝資源化センター(小野路町)着工
	2	◆電動生ごみ処理機貸与実験開始
	3	◆焼却灰搬出設備エコセメント化改造工事完成
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業開始(70歳以上全員に配付)
	6	◆燃やせるごみの一部と燃やせないごみの収集業務委託開始
	7	◆ごみゼロ市民会議「リサイクル広場まちだ」実証実験開始
	7	◆最終処分場閉鎖等検討委員会発足
	10	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を導入
	11	◆ごみゼロ市民会議の報告(提言)

年	月	出来事
2008	3	◆剪定枝資源化センター(下小山田町)閉鎖
	3	◆剪定枝資源化センター(小野路町)完成
	4	◎清掃事業部が環境資源部となり、環境保全課が環境資源部に加わる
	4	◆清掃事業場条例の一部改正に伴い、竜谷事業場を廃止
	5	◆剪定枝の集積所収集開始
	7	◆リサイクル広場まちだ(常設:下小山田町)開始
	7	◆大型生ごみ処理機貸出制度開始
	9	◆剪定枝資源化センター(小野路町)土壌改良材搬出開始
	10	◆家庭用ごみ袋の販売手数料を6%から8%へ変更
	12	◆リサイクル広場まちだ(移動式)開始
2009	2	◆ごみ減量情報紙「ごみナクナ〜レ」創刊(以降、年2回程度発行)
	4	◆南地区の燃やせるごみ収集業務の委託を開始
	4	◆事業系ごみ搬入検査装置導入
	4	◆小学校向け出前講座開始
	6	◆町田市廃棄物減量等推進審議会が発足し、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を諮問
	6	◆事業用指定収集袋値下げ(1袋につき300円→180円)
	6	◆最終処分場周辺環境保全協議会発足
	7	◆イベントごみ減量支援制度開始
	8	◆家庭用指定収集袋値下げ(40L相当1袋につき80円→64円)
	8	◆ごみのふれあい収集の利用対象者拡大(70歳→65歳、障がい者の年齢要件廃止)
10	◆ハイブリッド式塵芥車導入	
2010	3	◆粗大ごみ処理手数料を改正、及び処理券(シール)による収集開始
	3	◆プラスチック資源化のための実験(～6月)
	4	◆家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の持込料金を一律搬入重量10kgごとに250円に改正
	4	◎環境計画係が環境保全課から環境総務課に移行
	10	◆資源とごみの収集日程表をカレンダー方式に変更
	10	◆資源とごみの収集カレンダーに3R推進キャラクター「エコバッグちゃん」登場
	11	◆「インクカートリッジ里帰り事業」参加

年	月	出来事
2011	2	◆町田ゼルビアとごみ減量に向けた協力協定を締結
	3	◆地域リサイクル広場 制度開始
	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	4	◆「町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、及び「同施行規則」を改正し、ごみ集積所に排出された資源物の持ち去りを禁止(2010年12月制定)
	4	◆東日本大震災で被害を受けた仙台市に災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施
	5	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会発足
	8	◆環境広報紙「ECO まちだ」創刊(以降、年4回程度発行)
	8	◆マイボトルキャンペーン開始
	10	◆町田エコフェスタ2011(町田ごみフェスタから改称)開催(町田リサイクル文化センター)
	10	◆保育園・幼稚園向け出前講座開始
	11	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見募集(~12月)
12	◆おもちゃ病院まちだのごみの発生抑制に向けた協力協定を締結	
2012	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見募集(~3月)
	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見交換会(7箇所)(~3月)
	4	◎一般財団法人まちだエコライフ推進公社設立
	4	◎環境資源部が環境政策課、環境・自然共生課、環境保全課、循環型施設整備課、資源循環課、3R推進課の6課になる。上下水道部業務課は、下水道部下水道整備課となる。
	4	◎「第二次町田市環境マスタープラン」及び「アクションプラン~第二次町田市環境マスタープラン推進計画~」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業の所管をいきいき生活部高齢者福祉課へ変更
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第3回意見募集(~8月)
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見交換会(7箇所)(~8月)
	10	◆塵芥車をインターネットを活用して売却(2013年には軽自動車を売却)
	11	◎町田市エコキャラクターが「ハスのん」に決定
	11	◆ごみ処理クレーン操作業務の委託化開始
	11	◆女川町の災害廃棄物の処理受入(~2013年3月)
12	◆エコライフ推進公社と事業者との協働で「リユースの日」開催(12月、2013年1月、2月)	

年	月	出来事
2013	4	◆ディスプレイ汚泥受入開始
	4	◆町田市資源循環型施設整備基本計画策定
	5	◆ごみ減量啓発用スケルトンごみ収集車“みえるくん”導入
	7	◆マイボトル OK 店 制度開始
	7	◆使用済小型家電拠点回収開始
	9	◆新たな分別(生ごみ、プラスチック)資源化の実証事業(～11月)
	10	◆生ごみ水切りキャンペーン開始
	10	◆町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置
	10	◆エコバッグ利用促進キャンペーンを開始
	12	◆町田リサイクル文化センター耐震補強工事開始
12	△(株)町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結	
2014	8	◆事業系一般廃棄物の組成調査実施(～2015年3月)
	12	◆リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を増設する工事請負契約締結
2015	3	◆新たなごみの資源化施設の建設・運営手法の決定
	3	◆ごみナクナレ絵手紙展作品募集
	4	◆事業系一般廃棄物処理手数料を350円/10kgに改定
	4	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を廃止
	4	◆40リットルのボランティア袋を導入
	4	◆容器包装プラスチック分別収集説明会開催(延べ67回、参加者数2,022人)(～11月)
	6	◆ごみ袋サイズダウンチャレンジ開始
	7	◆宅配便を利用した使用済み小型家電の回収サービスを開始
11	◆「ごみ減量アクションプラン」策定	
2016	1	◆リレーセンターみなみの容器包装プラスチック圧縮梱包施設増設工事完了
	3	◆もったいないことしま川柳作品募集
	4	◆JR横浜線以南地域で、容器包装プラスチックの分別収集開始(町田市指定収集袋(容器包装プラスチック専用袋)導入)
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(70歳以上全員から70歳以上の非課税者がいる世帯へ)
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に事業系ごみの一部を搬入開始
	4	◆事業系排出計画書様式変更(3,000㎡以上)
	7	◆子ども用リユース品事業開始
	8	◆学童保育クラブ向け出前講座開始
	9	◆清掃工場への持込を粗大ごみだけに限定
	9	◆家庭での生ごみの自家処理の促進に向け、新たに「ダンボールコンポスト講習会」を開講
	11	◆町田市メール配信サービスで「ごみ資源情報」の配信を開始
	12	◆「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」開始(～1月)
	12	◆熱回収施設等の設計、建設及び運営を行う業者と契約締結
12	◆中学校向けごみの出前講座開始	

年	月	出来事
2017	1	◆町田リサイクル文化センター周辺まちづくりワークショップ(3月までに3回開催)
	3	◆新熱回収施設建設に伴う管理棟解体のため、3R推進課及び資源循環課の一部業務が仮設管理棟へ移動
	3	◆FacebookやTwitterを用いた、ごみの減量・資源化に向けた町田市公式SNSを開設
	3	◆3Rかるた作成(保育園・幼稚園・小学校・子どもセンター・ふれあいセンター・学童クラブ等に配布)
	4	△一般家庭し尿処理手数料を改定 公共下水道処理区域外の有料化(1便槽1回につき2,000円へ) 公共下水道処理区域(3年経過)の手数料変更(1便槽1回につき4,000円へ)
	4	△事業系し尿処理手数料改定(36Lまでごとにつき600円→1,000円)
	4	△浄化槽の清掃補助を改正し、浄化槽維持管理費補助金制度を開始
	4	◎「後期アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加(2019年3月まで)
	5	◎熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会設置(2017年度5回開催)
6	◆熱回収施設等整備工事起工式(町田リサイクル文化センター敷地内)	
9	◆清掃工場への粗大ごみ持込みの予約システム(電話・インターネット)運用開始	
9	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事着工	
10	◆町田エコフェスタ2017開催(町田リサイクル文化センター工事のため市庁舎にて開催)	
2018	1	◆スマートフォンを用いた「ごみ分別アプリ」の配信を開始
	2	◆さんあーる広場開催
	3	◆「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(「70歳以上の前年度市民税非課税世帯」へ)
	8	◆忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会設置(2018年度3回開催)
	9	◆事業系一般廃棄物の減量および適正処理に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を表彰する「まちだ3R賞」創設
	10	◆西日本豪雨にて被災した海田町への災害廃棄物処理事業補助申請報告書等の作成業務支援派遣の実施(10月17日～10月24日)
10	◆臨時多量ごみの収集制度の開始	
11	◆南収集事務所閉鎖	
2019	2	◆3R公開講座開始
	3	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事完了
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画策定
	3	◆まちだ☆おいしい食べきり協力店認定開始
	4	◆第8期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆台風15号で被災した千葉県南房総市、富津市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(南房総市・富津市9月26日～28日)
10	◆台風15号で被災した千葉県館山市、台風19号で被災した長野市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(館山市10月15～18日、長野市10月22日～12月21日)	

年	月	出来事
2020	1	◆(仮称)第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画を町田市廃棄物減量等推進審議会に諮問
	4	◆燃やせるごみ収集の業務委託範囲を市内の一部から全域に変更し、燃やせないごみの収集を業務委託から市の直営収集に変更
	6	◆宮城県大崎市の災害廃棄物の処理受入(～10月)
	9	◆最終処分場池の辺地区埋立処分終了
2021	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」策定
	4	◆第9期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆町田市バイオエネルギーセンターごみ受入開始(試運転)
	10	◆使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業(凸版印刷、小田急電鉄)(～2022年3月)
	10	◆町田リサイクル文化センター休止
2022	1	◆町田市バイオエネルギーセンター本稼働(開所式1月15日)
	1	◆町田市バイオエネルギーセンターで環境シンポジウム開催
	1	◆町田市ゼロカーボンシティ宣言
	2	◆収集支援システムの実証実験(小田急電鉄)(～2023年3月)
	2	◆町田市バイオエネルギーセンターで火災発生し、不燃ごみ処理施設一時停止
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画の修正
	3	◎「第3次町田市環境マスタープラン」策定
	3	◎町田エコフェスタ実行委員会の解散に伴い、「町田エコフェスタ」終了
	4	△電力の地産地消のため、町田市バイオエネルギーセンターで発電した電力を鶴見川クリーンセンターで利用開始
	4	◆多摩ニュータウン環境組合の処理区域変更
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に処理支援分の搬入開始
	5	◎ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」締結 市内2箇所にマイボトル専用給水器を設置
	6	◆収集支援システムを活用した収集体制の検討実施(小田急電鉄)(～2023年3月)
	7	◆小型充電式電池、ボタン電池の行政回収開始
8	◆2022年8月3日から4日にかけて発生した豪雨で被災した山形県川西町への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(8月8～20日)	
2023	2	◎市庁舎7階環境政策課でフードドライブ開始
	2	◆一般財団法人まちだエコライフ推進公社と「災害時における災害廃棄物処理等に関する協定」締結
	3	◆町田市バイオエネルギーセンターでまちだECO to フェスタ開催
	3	◎HOYA株式会社 アイケアカンパニーと「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定」締結
	3	◆町田市バイオエネルギーセンターの愛称名が「バイエネ君」に決定
	3	◆株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」締結

2022年度清掃事業概要

刊行物番号 23-27

編 集

町田市環境資源部環境政策課

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

電話 042-724-4379

発 行

2023年9月 第1版発行

印刷・製本

町田市総務部総務課